

第2章 将来目標

1. 都市づくりの理念

本町は、日本海の水の青、丹生山地の木々の緑に囲まれた自然豊かな都市です。この地を住まいとして住み続けてきた人々が積み重ね、培ってきた歴史、文化は、本町の個性豊かな風土となり、落ち着きのある住みやすさとなっています。

近年、人口減少、少子高齢化の進行、産業の縮小等により、まちの活気が失われつつあり、かつての人通りの多さやにぎやかさを目にする機会も減ってきています。

今後、さらなる人口減少等が予想されていることから、本町では、「住む」ことの大切さ、「住み続ける」ことの重要性を都市づくりの基本とし、本町の豊かな暮らしを守り、育てるコンパクトな都市づくりを進めます。朝日、宮崎、越前、織田の各地区の風土に育まれた豊かな暮らしを継承する環境づくりを進めるものとします。

<都市づくりの理念>

越前の豊かな暮らし、
地域の風土に育まれた暮らしの継承

<都市づくりの目標>

- 安全で安心して暮らせるにぎわいのあるまちづくり
- 個性豊かな地域の特性が感じられる美しいまちづくり
- まちの活気を担う交流・連携のあるまちづくり
- 住む人々が支え合う協働のまちづくり

2. 都市づくりの目標

<都市づくりの理念>

越前の豊かな暮らし、

地域の風土に育まれた暮らしの継承

●安全で安心して暮らせるにぎわいのあるまちづくり

「住み」続けられる環境には、生活を営むうえでの不安がなく、将来への希望が持てることが重要と考えます。通勤・通学や通院、買物等の日常生活を安全、快適に行え、人の集まるにぎわいと身近なコミュニティにふれあえることが大切です。

四季の変化を繰り返しながら、祭り、行事などを行うことで歴史や文化を重んじるとともに、時代にふさわしい取り組みを行うことで、「住む」ことを次の世代につないでいくことが求められています。

これらを「住む」ことの基本として、安全で安心して暮らせるにぎわいのあるまちを目指します。

●個性豊かな地域の特性を感じる美しいまちづくり

朝日に広がる田園、宮崎の赤い土、越前の日本海、織田の歴史など、本町には個性豊かな「地域」の特性があります。長い時間をかけて培ってきた地域の歴史、伝統、文化は、豊かな緑と一体となって地域の風土をなしています。

本町に「住む」ことで、これらの風土を活かし、日常生活の中で地域の特性を感じられる美しいまちづくりを目指します。

●まちの活気を担う交流・連携のあるまちづくり

まちの基本は、人々が行き交う「市」にあり、多くの人々がそこに集まることで「にぎわい」が生まれ、それが魅力となって「住み、働く」ことになります。

広域的かつ日常的な交通環境の利便性を高めることによって、より広い地域の人々との交流、身近な人々との連携のあるまちづくりを目指します。

●住む人々が支え合う協働のまちづくり

これからのまちづくりには、道路や公園、各種施設などこれまで積み上げてきた社会基盤を活用する効率的な都市運営が求められています。これを実践するには、まちの実情に最も詳しい越前町に「住む」皆さんの知恵と工夫が不可欠になります。

住民の皆さんをはじめ、本町に関係のある企業、団体、事業者の皆さんとともに行政が一体となってまちづくりを推進する協働のまちづくりを目指します。

3. 将来フレーム

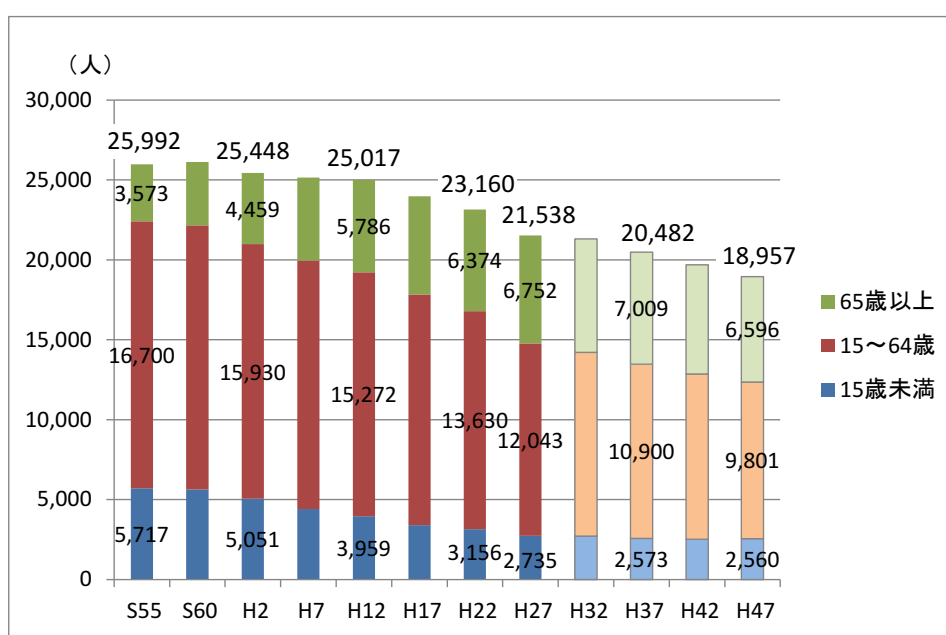
(1) 人口フレーム

本町の人口は、平成 27 年で 21,538 人であり、既に減少傾向にあり、人口動態においても自然減、社会減となっており、近年減少数が拡大しています。

本町の中長期的な人口展望をまとめた人口ビジョンでは、平成 37 年の人口を 21,000 人、平成 72 年の人口を 16,000 人と推計しています。

人口フレームは、今後のまちづくりの基本的な指標となるもので、設定された人口規模に基づいて都市計画の具体的な枠組みを検討するものです。

本計画では、人口ビジョンで示された目標人口に基づき、平成 37 年の人口フレームを 21,000 人、平成 47 年の人口フレームを 19,000 人として設定します。



■人口の推移と人口ビジョンの目標人口（年齢区分別）

(2) 土地利用フレーム

本町は、人口減少、少子高齢化の進行、産業の縮小等の傾向にあり、将来に向けて持続可能なコンパクトな都市づくりを進めていくことが必要不可欠になっています。

都市的な土地利用を行うものとして用途地域を指定した区域では、住み続けられる環境の基本となる居住を集約する区域を設定し、居住誘導を推進します。

また、用途地域内の一団の農地については、都市的な土地利用需要が多くないことから、農地として活用することを基本とし、将来的には用途地域の指定を解除することを検討します。

一方、住民の日常生活に密接に関連する医療、福祉、子育て支援、商業等の都市機能が集約して立地しているものの用途地域が指定されていない地区については、周辺の土地利用を規制・誘導する観点から用途地域の見直しを検討するものとします。

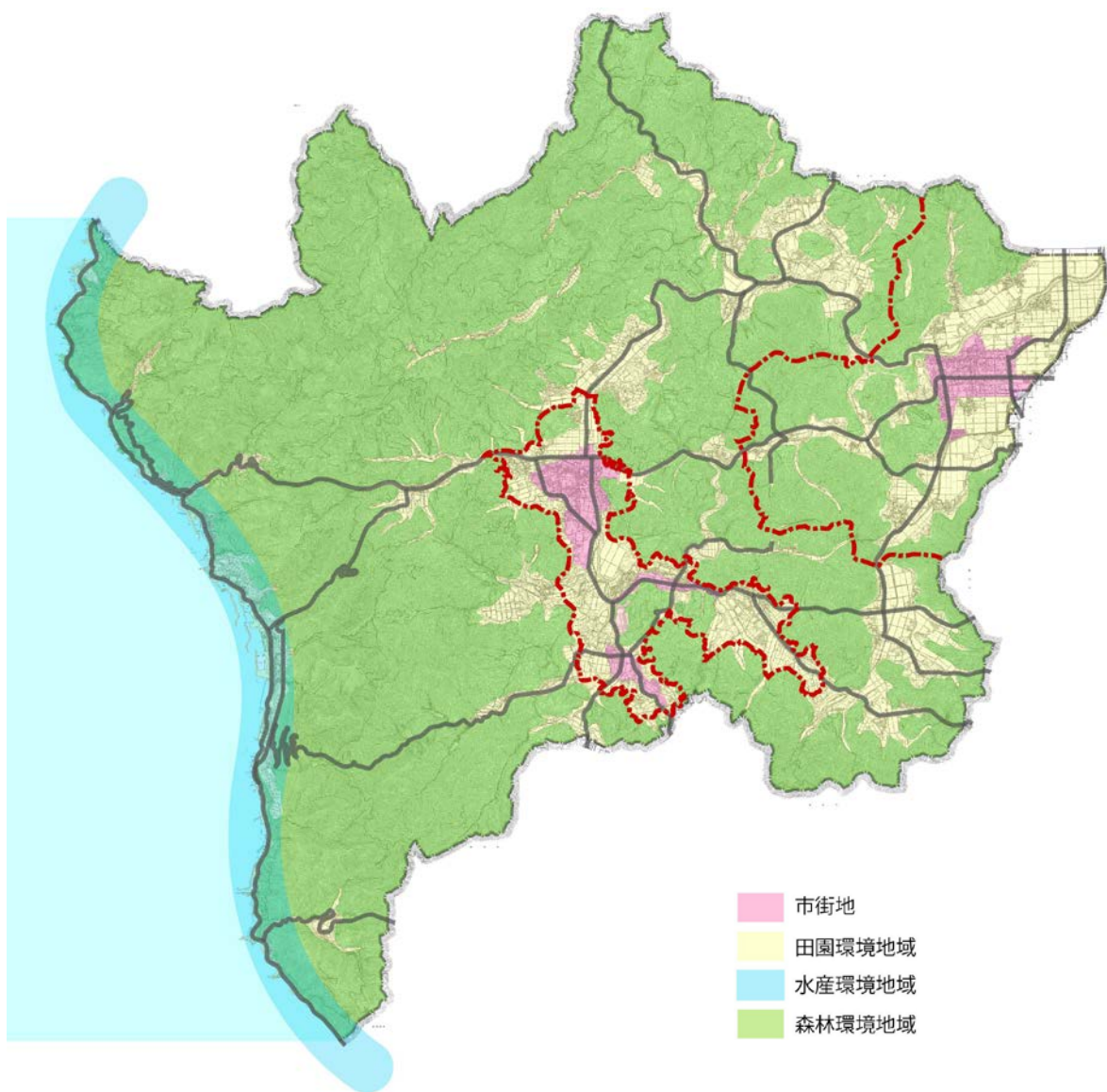
4. 都市の将来像

(1) 基本となる都市構成

本町は、日本海の水の青、丹生山地の木々の緑に恵まれた豊かな自然環境を有しており、山地を中心とする森林環境地域が町全域に広がっています。

町域西部は日本海に面し、越前加賀海岸国定公園が指定されており、海岸線に沿って位置する国道 305 号沿道には、越前漁港を中心に越前地区の人口、施設が集積し、水産環境地域を形成しています。

本町の都市計画区域は、丹南都市計画区域と織田都市計画区域があります。丹南都市計画区域は、町域東部の朝日地区に指定されており、国道 417 号が横断し、基盤整備が進んだ市街地があります。織田都市計画区域は、町域中央部の織田盆地、宮崎盆地に指定されており、劔神社を中心とする門前町を形成する織田地区の市街地と宮崎地区の江波、小曾原の市街地があり、越前焼きにふれあえる越前陶芸公園があります。それぞれの市街地の周辺には、農地と農業集落が分布する田園環境地域が広がっています。



■基本となる都市構成

(2) 土地利用の基本的な考え方

地域の地形、自然条件を踏まえ、各地域の特性を活かしたまちづくりを進めていきます。

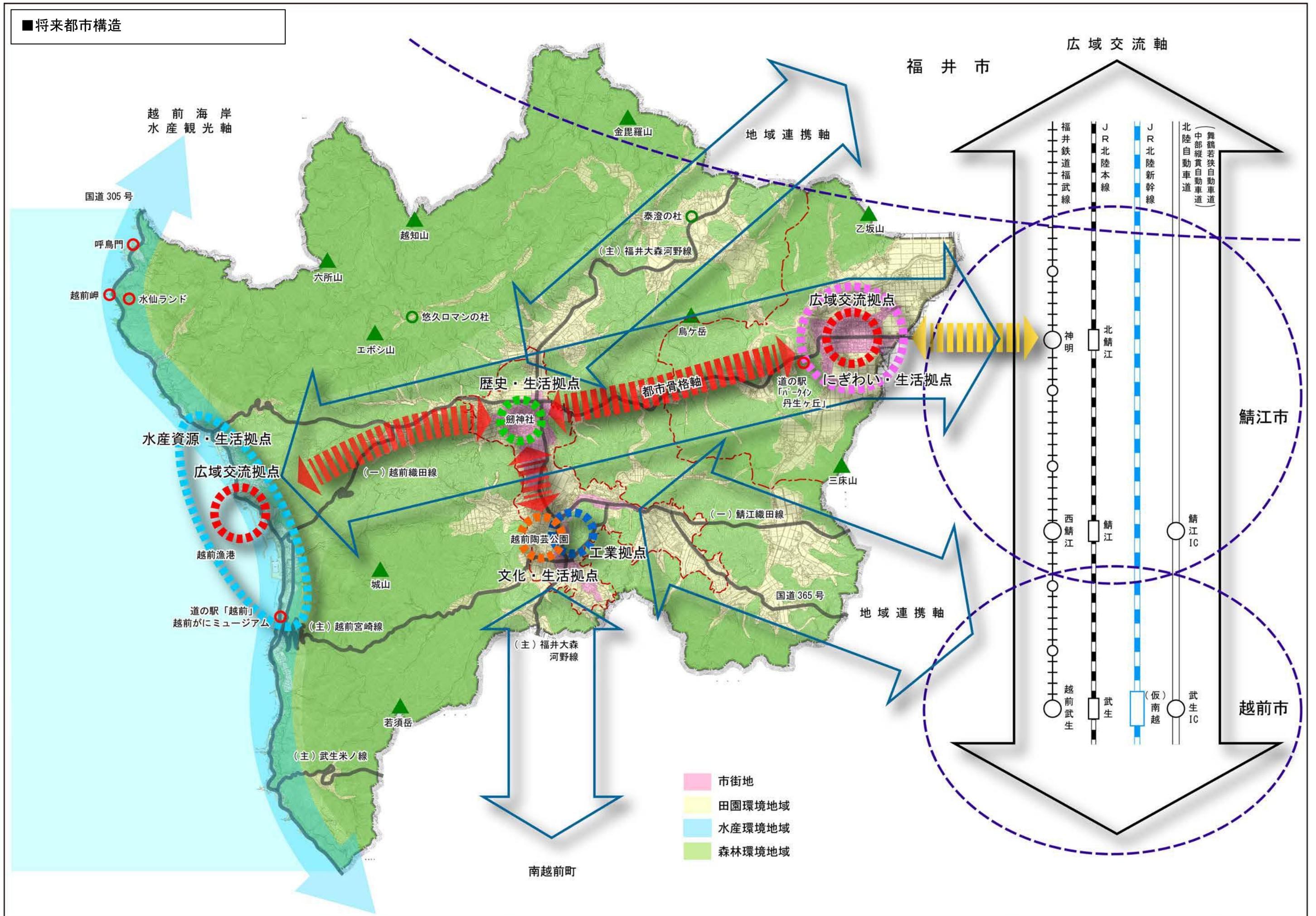
土地利用区分	基本方針
市街地	<p>市街地は、「住む」ための環境として、道路、公園等の基盤を維持・改善します。また、地域の特性を活かした道路空間の演出を行うなどにぎわいと地域コミュニティのふれあいの場の提供を進めます。</p> <p>また、既存の路線バスやコミュニティバス「フレンドリー号」による公共交通サービスを提供し、子どもからお年寄りまで誰もが安全で快適に移動できる環境を提供します。</p>
田園環境地域	<p>市街地の周辺に広がる農地や農業集落によって構成される田園環境地域は、一部に小規模な住宅等の開発が行われたものの、近年は沈静化し、農地が保全されています。</p> <p>農地は、重要な農業生産基盤として活用するとともに、雨水流出の抑制等の機能があり、背後の森林と一体となった地域の原風景として、今後も保全・活用します。</p>
水産環境地域	<p>町域西部は、日本海に面し、越前加賀海岸国定公園に指定されており、国道 305 号沿道には日本海と切り立った丹生山地に挟まれた細長い集落地が形成されています。</p> <p>国定公園としての環境を保全するとともに、新鮮で豊富な水産資源による水産業を基本に、夏季の海水浴やダイビング等のマリッジジャー、冬季の「越前がに」に代表される食グルメなど観光・レクリエーションに活用します。</p> <p>越前漁港が位置する梅浦から厨までの区間には、集落や主要施設の多くが立地しています。近年、越前漁港の整備により漁業環境が向上するとともに、駐車場が確保されたことにより路上駐車が減少しました。</p> <p>集落地は、限られた土地に密集し、生活道路が狭く、通風や日照等が十分に確保されておらず、土砂災害特別警戒区域に指定された地区が多く、安全な居住環境の確保が重要な課題となっています。</p> <p>また、越前地区は、人口減少が顕著で、増加する空き家対策も必要になっています。これらの地区については、空き家の解体費用を補助する「空き家再生等推進事業（空き家除去）」を実施するとともに、地区の状況に応じた改善を進めます。</p>
森林環境地域	<p>町域全体に広がる山地をはじめ、越知山や金比羅山などの丹生山地の森林は、本町の骨格を形成し、豊かな自然を育む貴重な緑地です。</p> <p>これらの森林のもつ水源涵養機能、土砂災害防止機能、大気浄化機能等の環境保全機能や生物多様性の保全機能などの多面的な機能を維持、保全するため、適切な管理を行います。</p> <p>また、越知山、悠久ロマンの杜、県民いこいの森等については、ハイキングなどの観光・レクリエーションの拠点として整備・活用します。</p>

(3) 軸と拠点の配置方針

本町の地域特性を活かしたまちづくりを推進するため、都市の発展や連携の方向を示す「軸」、都市機能の維持・集積を目指す「拠点」について、配置方針を設定します。

軸と拠点	配置方針
広域交流軸	・南北方向の広域的な交流を支える交通軸として、北陸新幹線、J R 北陸本線、福井鉄道福武線、北陸自動車道、国道 8 号を位置づけます。
地域連携軸	・広域交流軸への接続をはじめ、隣接する福井市、鯖江市、越前市等の都市との連携を支える交通軸として、国道 417 号、国道 365 号、主要地方道福井大森河野線、一般県道鯖江織田線、一般県道越前織田線を位置づけます。
都市骨格軸	・本町内に位置する都市拠点を連絡し、日常的な住民生活を支えるとともに、本町を訪れる観光・ビジネス客の移動を支える軸として、国道 417 号、国道 365 号を位置づけます。
越前海岸水産観光軸	・越前海岸沿岸部は、水産資源を活かした産業の場であるとともに、越前加賀海岸国定公園に指定された広域的な観光軸として、越前海岸及び国道 305 号沿線を位置づけます。
広域交流拠点	・本町内の特色ある地域特性を活かした広域的な交流拠点として、観光、ビジネス等の広域的な交流機能の強化を進めます。
にぎわい・生活拠点	・本町全体及び朝日地区におけるにぎわいづくりを進めるとともに、住民生活を支える生活拠点として、居住環境の向上、生活サービス機能、公共交通サービス機能の提供を進めます。
歴史・生活拠点	・劔神社を中心とする歴史あるまち並みを活かした生活拠点として、生活サービス機能の集積による居住環境の維持・向上を図るとともに、地域特性を活かした景観づくりを進めます。
文化・生活拠点	・越前陶芸公園を中心とする文化を感じる生活拠点として、生活サービス機能の集積による居住環境の維持・向上を図るとともに、地域特性を活かした景観づくりを進めます。
水産資源・生活拠点	・水産資源を基本とする生活拠点として、生活サービス機能の集積により居住環境の維持・向上を図ります。
工業拠点	・重要な生産機能を有するとともに、貴重な就業の場となる工業拠点として維持・継続します。

■将来都市構造



- 市街地
- 田園環境地域
- 水産環境地域
- 森林環境地域

第3章 都市づくりの方針

1. 土地利用の方針

(1) 基本方針

○都市機能の集約によるコンパクトな市街地の形成

人口現況、少子高齢化の進行に対応し、住み続けられる環境づくりを推進するには、既存の道路、公園等の基盤整備を活かし、コンパクトな都市機能の集積が求められています。

既定の用途地域指定地区には、農地等の未利用地が多く残されていることを踏まえ、用途地域外はもとより、用途地域内における市街化や開発についても、できる限り既存の集積地に連担するものとし、いたずらに市街地が拡大しないよう誘導します。

さらに、住み続けるために必要なぎわいやコミュニティづくりの場を設定し、積極的に都市機能の立地や定住を促進し、持続性のある中心地区を形成します。

○多様な居住ニーズに対応する選択性のある居住環境の提供

人のライフサイクルには、誕生、就学、就職、結婚、子育て、定年等の多様な場面があり、求める居住環境も一様ではありません。子育て世代には身近な自然やゆとりある環境であったり、老後には文化施設や医療、福祉施設等の利便性であったりします。

また、ふるさとや豊かな自然を求めてU・I・Jターンとして、町外からの転入を希望する人たちへの配慮も重要です。

本町の豊かな自然と特徴ある地域の居住環境により選択性のある居住環境を提供します。

○身近な生活空間で安全で快適な生活ができる居住環境の構築

安心して住み続けるには、通勤・通学、通院や買い物等といった日常生活の基本的な行動が安全で快適に行える環境が必要です。

日常生活に必要なサービス機能を集約するとともに、居住地区も集落単位でまとまりのあるものとする中で、公共交通サービスの利便性、効率性を高めることにより、安全で快適な居住環境を構築します。

○農地、森林の適正な保全、活用

市街地を取り囲む農地や森林は、重要な生産基盤であるとともに、雨水流出の抑制、水源涵養、土砂災害の防止等の機能があるとともに、本町の風土の源でもあります。

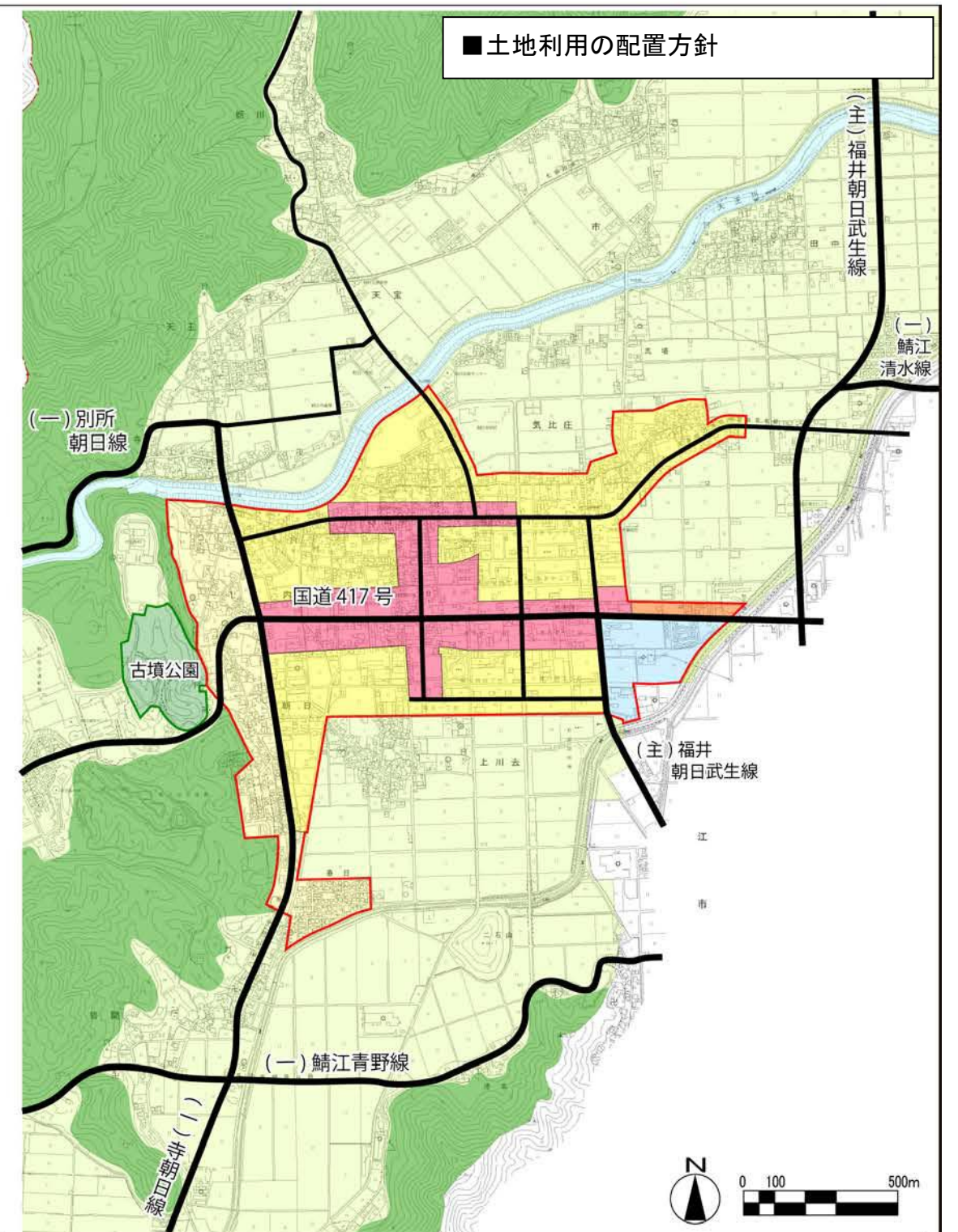
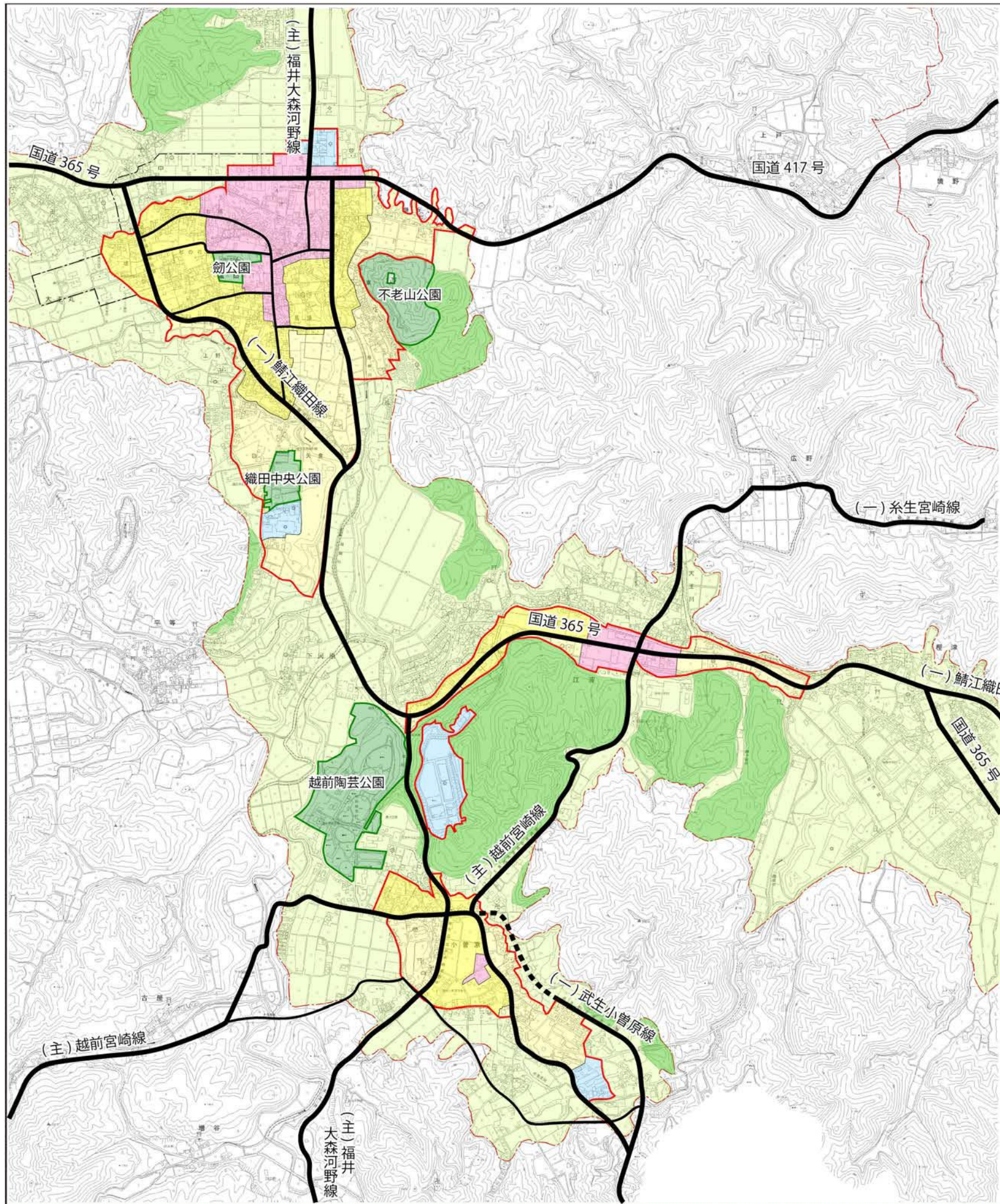
これらの農地や森林は、生産基盤や観光・レクリエーション拠点として活用するとともに、積極的に保全します。

特に農地については、保全・活用に関する条例等のルールを導入を検討します。

(2) 主要用途の配置方針

■市街地における主要用途の配置方針

主要用途	配置方針
にぎわい中心地区	<ul style="list-style-type: none"> 朝日地区の基盤整備地区は、にぎわい中心地区として、本町全体及び朝日地区のにぎわいづくりの中心地区として、国道 417 号沿道を主体に商業・業務機能、生活サービス機能の集積を推進するとともに、地区の特性を活かしたゆとりある住宅地として町内外からの転入者の集積を推進します。
にぎわい居住地区	<ul style="list-style-type: none"> 織田地区に位置する劔神社の門前町周辺は、歴史あるまち並みを活かしたにぎわいとコミュニティづくりの拠点地区として、道路空間と一体となった沿道景観により、劔神社の観光客や地区住民等が散策できる環境づくりを推進します。 宮崎地区の宮崎コミュニティセンター周辺地区や老人福祉施設周辺地区は、地区のにぎわいとコミュニティづくりの中心地区として、医療、福祉機能を活かした住宅地として定住を推進します。
居住誘導地区	<ul style="list-style-type: none"> 居住誘導地区は、にぎわい中心地区、にぎわい居住地区に隣接する住宅地であり、日常生活に必要なサービスの利便性が高く、安全に住み続けられる住宅地として、居住誘導を推進します。
一般居住地区	<ul style="list-style-type: none"> 一般居住地区は、狭小な道路の部分拡幅など居住環境の改善に努めるとともに、地域特性を活かした居住環境の維持を図ります。
沿道サービス地区	<ul style="list-style-type: none"> 朝日地区の国道 417 号沿道、織田地区の国道 365 号沿道については、住民の日常生活に関連する郊外型の商業施設の立地を誘致し、住民の生活サービスの利便性を高めます。
工業・研究地区	<ul style="list-style-type: none"> 村田製作所が位置する宮崎地区の工業・研究地区をはじめ、既存の工業施設が立地する地区は、工業・研究地区として機能の維持・集積を推進します。 一部、工業系以外の土地利用が行われている地区については、工業・研究地区としての機能集積の推進を基本としますが、今後の動向等を踏まえ必要に応じて位置づけの変更を検討します。



■土地利用の配置方針

凡 例	
	にぎわい中心地区 (都市機能誘導地区)
	にぎわい居住地区 (都市機能誘導地区)
	居住誘導地区
	一般居住地区
	沿道サービス地区
	工業・研究地区
	田園環境地域
	森林環境地域
	主な公園
	市街地(用途地域)
	将来市街地検討地区
	都市計画区域

2. 交通体系の方針

(1) 基本方針

○既存の道路ネットワークを活用した広域交流、地域連携の充実

本町は、南北方向の広域的な交流軸を形成する福井市、鯖江市、越前市に隣接して位置しており、北陸新幹線や北陸自動車道といった高速交通体系をはじめ、JR北陸本線、福井鉄道福武線、国道8号といった主要な鉄道、道路を直接利用することができませんが、これまで国県道を中心に既存の道路ネットワークの整備を進めてきました。これらの既存の道路ネットワークを活用し、主要な鉄道、道路網を連絡する有機的な交通ネットワークを形成します。

○安全で快適な日常生活を支える公共交通ネットワークの維持・確保

安心して住み続けるには、日常生活に必要な通勤・通学、通院や買い物といった基本的な移動を安全で快適に行える環境が必要です。

子供やお年寄りなどクルマを利用できない人や観光・ビジネス客等が円滑に移動できる環境を継続するため、路線バスやコミュニティバス等による公共交通ネットワークを維持・確保します。

○にぎわいや身近なコミュニティを育む地域の特性を活かした道路空間の創出

朝日地区のにぎわい中心地区、織田地区のにぎわい居住地区などでは、本町全体や各地区のにぎわいや身近なコミュニティのふれあいの場を提供するため、家族やカップルで散歩したり、ペットを連れて楽しんだりできる歩きたくなる道路空間を地域の特性を活かして創出します。

また、都市計画道路の整備については、整備の実現性を検討し、必要に応じて廃止も含めた計画の見直しを行います。

(2) 公共交通ネットワークの配置方針

○南北交流軸を形成する北陸新幹線等の鉄道駅へのアクセスの確保

南北方向の広域的な交流軸の中核である北陸新幹線は、平成27年3月東京ー金沢間が開業しました。この先、平成32年度には福井駅まで、さらに平成34年度には敦賀駅までの開業が予定されています。北陸新幹線の開業状況に応じた新幹線駅へのアクセスを確保します。

また、日常的な移動については、公共交通ネットワークによって、JR鯖江駅、福井鉄道神明駅等へのアクセスを確保します。

○日常生活を支える町内の移動の確保

現在、本町の公共交通ネットワークは、交通事業者（京福バス、福鉄バス）による路線バスと町営コミュニティバス「フレンドリー号」によって構成されています。

住民や観光客の利便性と運営コストに配慮し、行政と交通事業者の協働によって、誰もが利用しやすい環境づくりに向けて、利用実態に対応した運行内容の見直し、バス停等での待合環境の改善、助成制度の拡充を図ります。

(3) 道路ネットワークの配置方針

○都市骨格道路

都市骨格道路は、都市骨格軸を形成する主要道路です。朝日地区のにぎわい・生活拠点、織田地区の歴史・生活拠点、宮崎地区の文化・生活拠点、越前地区の水産資源・生活拠点を相互に連絡し、本町の骨格を形成する幹線道路です。

拠点間を連絡する幹線道路として、主に自動車の通行を重視した道路環境を確保するとともに、拠点内においては自転車の通行空間の確保、歩行者空間の拡充を図ります。

国道 365 号、国道 417 号、(一)鯖江織田線

○地域連携道路

地域連携道路は、地域連携軸を形成する主要道路です。本町が隣接する福井市、鯖江市、越前市、南越前町との連携を図る上で、人やものの移動を円滑する幹線道路です。

特に、広域交流軸を形成する北陸新幹線等の鉄道駅や北陸自動車の鯖江 I C、武生 I C 等へのアクセスを確保する道路として道路環境を確保します。

国道 305 号、国道 365 号、国道 417 号、(主)福井大森河野線、(一)鯖江織田線

○その他の主要道路

都市骨格道路、地域連携道路以外の主要地方道、一般県道、市街地内に配置された都市計画道路は、町内や市街地内の移動において幹線道路を補完する補助幹線道路として通行機能を確保するとともに、市街地では、主要な街区の形成し、市街化の促進、街路樹等の緑化や上下水道等の供給処理施設の収容空間として、都市環境を形成する道路です。

また、織田地区における劔神社の門前町を活かした道路空間など地域の特性を活かした道路空間の創出を図ります。

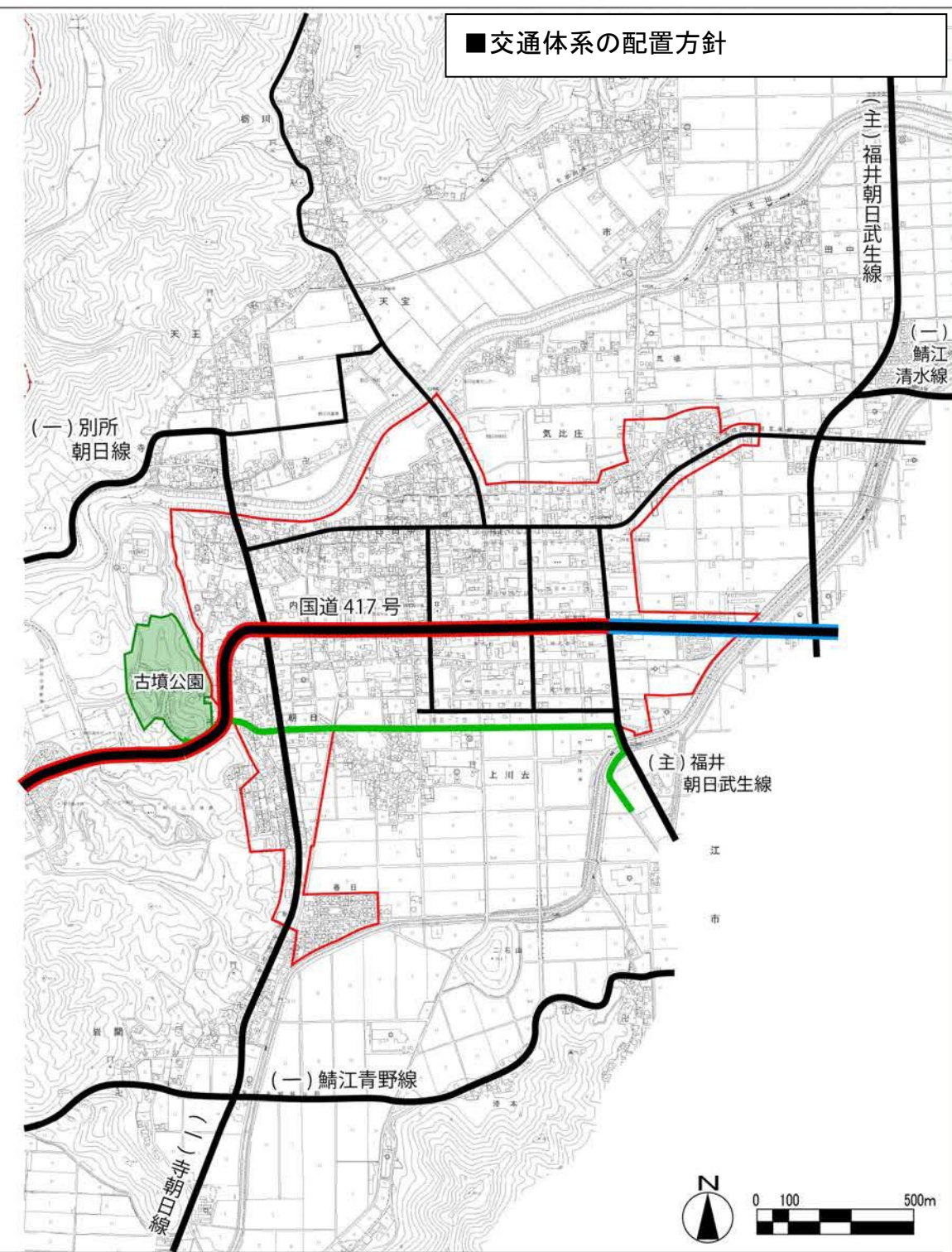
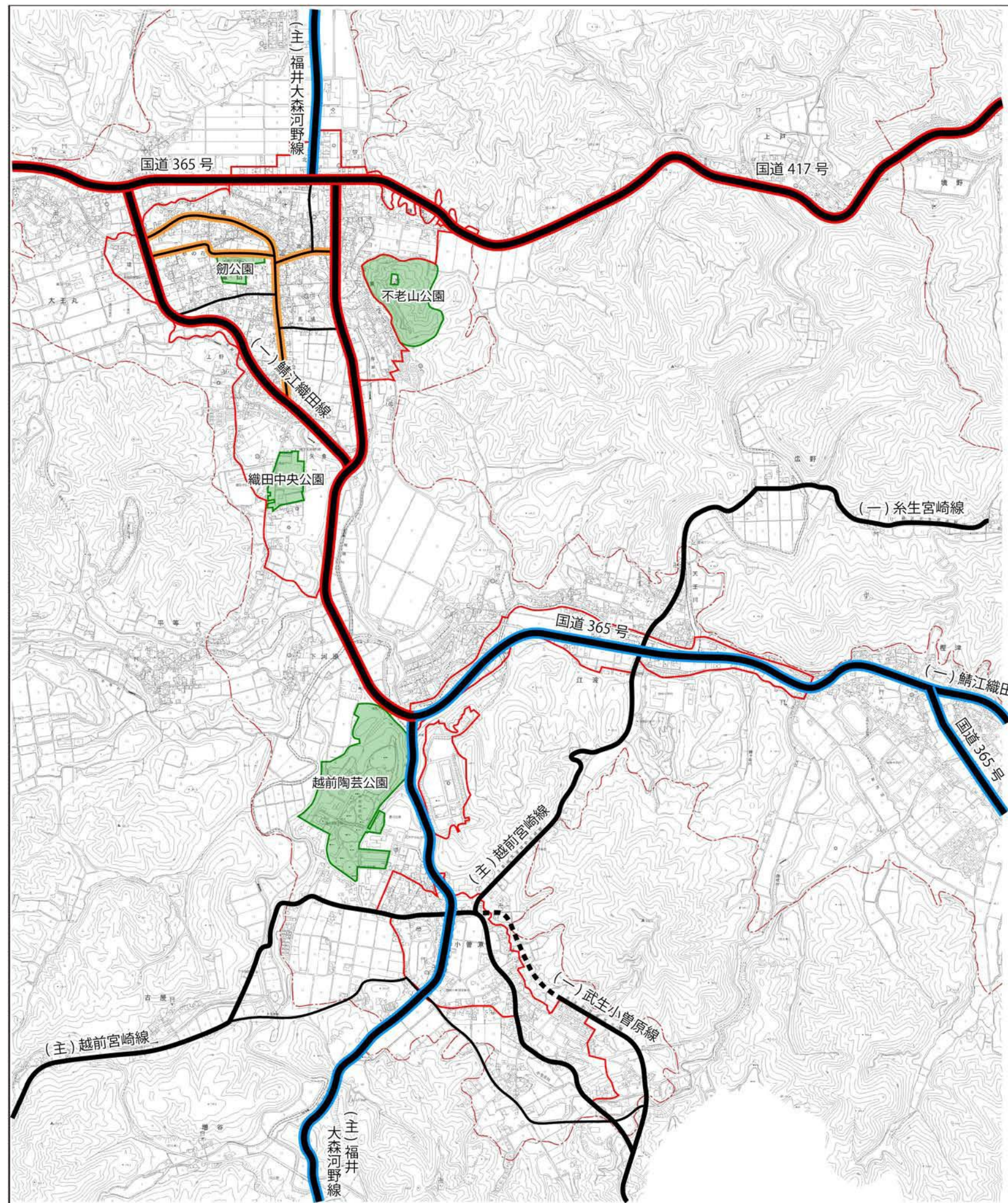
(主)越前宮崎線、(主)福井四ヶ浦線、(主)武生米ノ線、(主)福井朝日武生線、(一)別所朝日線、(一)青野鯖江線、(一)寺武生線、(一)寺朝日線、(一)小曾原武生線、(一)糸生宮崎線、(都)吉谷朝日線、(都)朝日駅前線、(都)朝日中央線、(都)朝日近田線 等

○自転車歩行者専用道路

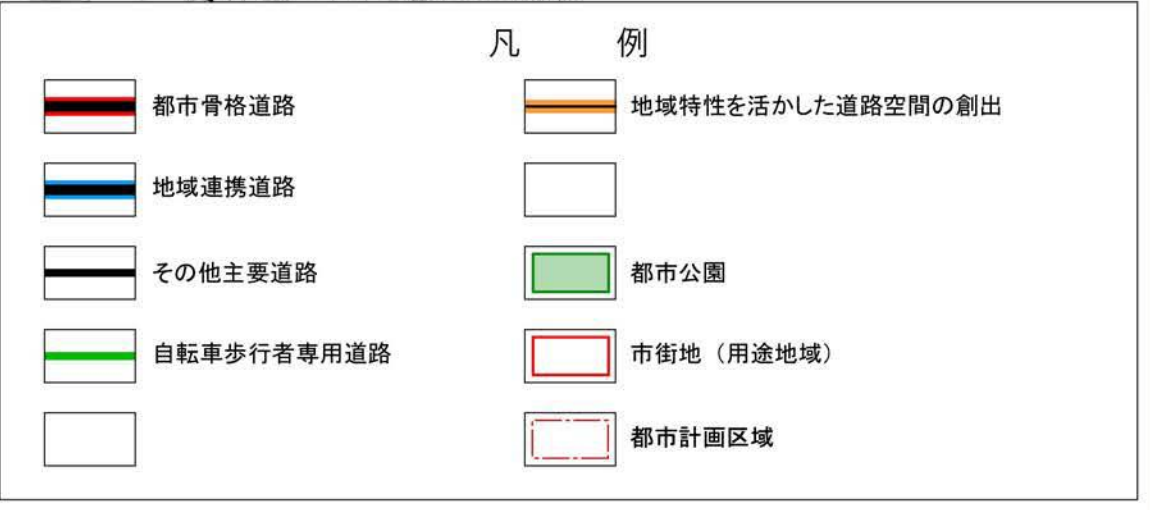
(都)鯖浦線は、朝日地区の古墳公園と鯖江市の西山公園と結ぶ自転車歩行者専用道路で、1973 年に廃線となった福井鉄道鯖浦線の線路跡を活用して整備されたものです。

朝日地区の市街地から古墳公園までの区間が未整備となっています。

(都)鯖浦線 (W=6m)



■ 交通体系の配置方針



3. 公園緑地の方針

(1) 基本方針

○既存の公園緑地を活用した身近なオープンスペースの充実

本町の都市公園の供用面積は、都市公園法に基づく1人当たりの標準面積(10㎡)を上回る12.45㎡となっています。特に、総合公園である越前陶芸公園、古墳公園、地区公園である織田中央公園、不老山公園など比較的規模の大きな公園が整備されており、身近なオープンスペースとして住民に親しまれています。

また、都市計画区域外には悠久ロマンの杜、泰澄の杜などがあり、豊かな自然に親しめる空間が提供されています。

これらの既存の公園緑地を住民のレクリエーションの場として活用します。

○空き家を活用したポケットパークの整備

越前地区では、現在、人口減少に伴う空き家対策として、防災・防犯上危険な空き家を取り壊し、跡地にポケットパークを整備する「空き家再生等推進事業(空き家除去)」を実施しています。

越前地区は、密集した集落地を形成しているため、火災による延焼の危険性が高くなっています。空き家を除去した跡地に整備するポケットパークは、子どもの遊び場や高齢者の憩いの場となるだけでなく、延焼を防止する機能もあります。

この事業を継続することにより、地区の安全を高め、身近なコミュニティづくりの場となるポケットパークの整備を行います。

ただし、ポケットパークの増加は、維持・管理の面で地元住民の皆さんの負担増になることもあるため、管理方法について住民の皆さんと検討していきます。

(2) 配置方針

本町の都市公園の供用面積は 28.84ha で、住民 1 人当たり面積は 12.45 m²となっており、都市公園法に基づく都市公園の住民 1 人当たり標準面積 10 m²を上回っています。また、市街地を取り囲む豊かな自然があります。

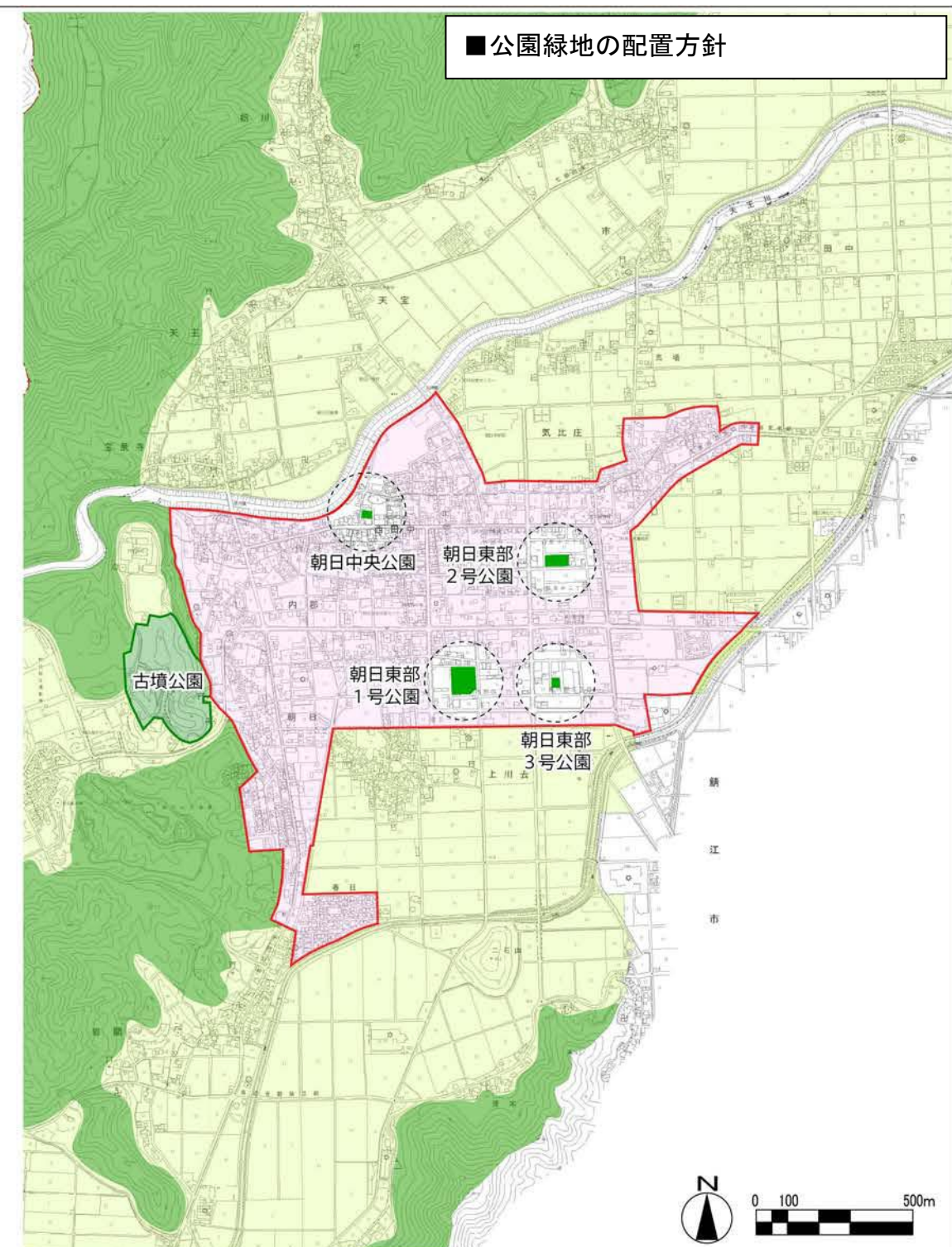
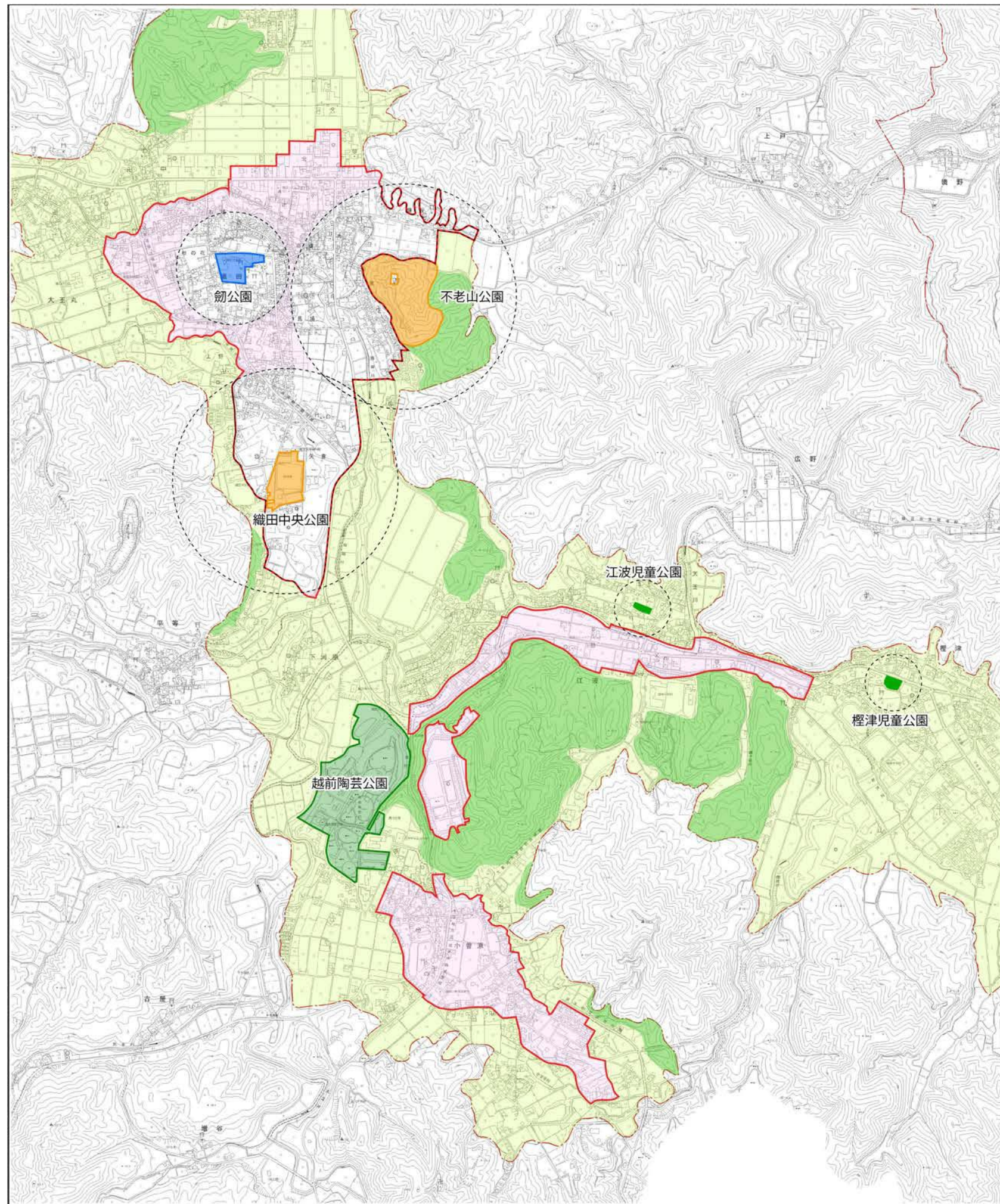
このため、整備目標は設けず、現在の都市公園を維持していくものとします。

■ 都市公園の整備状況

種 別	供用面積 (ha)	住民 1 人当たり面積 (m ² /人)	標準面積※ (m ² /人)
都市公園 計	28.84	12.45	10.0

※都市公園法に基づく都市公園の住民 1 人当たりの標準面積

種 別	配置方針
住 区 基 幹 公 園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝日地区の市街地には、街区公園が 4 箇所整備されています。公園の誘致圏は市街地全体をカバーすることはできませんが、市街地に隣接する総合公園の古墳公園や小中学校のグラウンド等を活用します。 ・ 織田地区は、近隣公園 1 箇所、地区公園 2 箇所が整備されています。公園の誘致圏は、概ね市街地全体をカバーしています。 ・ 宮崎地区は、市街地外に街区公園が 2 箇所整備されています。身近なレクリエーションの場として、小学校のグラウンド等を活用します。 ・ 子供の身近な遊び場として、遊具の設置を検討します。
都 市 基 幹 公 園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合公園は、朝日地区の古墳公園、宮崎地区の越前陶芸公園が整備されており、これらの施設を活用します。 ・ 都市公園としての運動公園はありませんが、福井県立ホッケー場をはじめ朝日総合運動場等の運動施設が整備されており、これらの施設を活用します。



■公園緑地の配置方針



凡 例	
	街区公園
	近隣公園
	地区公園
	総合公園
	市街地（用途地域）
	都市計画区域

4. 景観形成の方針

(1) 基本方針

○地域特性を活かした個性豊かな景観の保全・活用

本町には、日本海の荒波によってつくられた越前海岸、丹生山地の木々の緑に恵まれた豊かな森林があり、個性ある自然景観を形成しています。また、この地に住み続けてきた人々の生活、歴史、文化は、越前町を構成する各地区の個性として建造物やまち並みに活かされています。

個性豊かな自然景観を保全し、観光資源として活用するとともに、地域の生活の舞台として自然景観と調和のとれた市街地景観の形成を図ります。

長い時間をかけて培われてきた歴史、文化は、景観づくりを行ううえで重要な要素です。これらのもつ価値を損なうことのないよう歴史的、文化的な建造物やまち並みを保全するとともに、景観づくりに活用します。

○法制度の活用と先導的な景観づくりの実施

景観形成を推進するため景観行政団体へ移行し、景観法に基づく景観計画の策定、景観条例の制定などを行います。

また、住民の景観づくりへの意識を高めるため、先導的な景観づくりを実施し、住民や事業者との協働の機会を設けます。

○住民が主体となって取り組む景観づくり

豊かな自然景観、歴史的、文化的な建造物、まち並みを保全、活用するには、景観形成の重要性を住民が理解し、共有することが不可欠です。

住民の皆さんがお住まいの地域や地区への誇りや愛着を持ち、価値を高める景観づくりに取り組めるように、景観形成に関する意識啓発や情報提供、まちづくり活動への支援などを行います。住民や事業者の皆さんが参加、参画できる体制や環境を整え、協働による景観づくりを進めます。

(2) 景観形成の方針

本町全域において、地域を構成する自然景観を保全、活用するとともに、市街地や田園地域においても個性を活かした景観形成を進めます。



■ 梨子ヶ平台地 (越前地区)



■ 越前岬灯台 (越前地区)



■ 沿道集落 (越前地区)



■ 越前陶芸公園 (宮崎地区)



■ 集落景観 (宮崎地区)



■ 劔神社 (織田地区)



■ 天王川 (朝日地区)



■ 田園景観 (朝日地区)

このうち、次の2つの地区については、重点的な景観形成を図る地区として、それぞれの特性に応じた景観のルールによって良好な景観への誘導を図ります。

① 西田中地区

本地区は、本町全体及び朝日地区のにぎわいづくりの中心地区として位置づけられており、日常的に多くの人が集まる場所です。ゆとりある歩行者空間を活かして沿道の建築物と一体となった魅力的な都市景観の形成を図ります。



■ 国道 417 号沿道



■ (都) 朝日駅前線沿道

② 劔神社周辺地区

本地区は、劔神社を中心に門前町としての歴史的なまち並みを残す地区です。沿道には店舗等も多くあり、劔神社への観光客が回遊できる空間の整備が求められています。

歴史的なまち並みを演出する石畳みや街灯などを導入するとともに、建築物の意匠等へのルールを導入し、景観の形成を図ります。



■ 門前町としての景観を残し通り

■ 織田川



■越前町の伝統的民家群保存活用推進地区

<平成 27 年度指定>

区 域	越前町内郡	越前町岩開
地区の状況		
世帯数	約 90 世帯	約 40 世帯
伝統的民家数	14 戸	12 戸
地区の歴史・特徴	<p>地区に残る日吉神社の境内には群衆塚古墳跡があり、古墳時代から人々が住んでいたとされています。蔵や塀を備えた伝統的民家とともに、昔、寺子屋としても利用された天台真盛宗の等覚寺も一体となって、美しい集落景観を守り伝えています。</p>	<p>岩開の区名は、この地にあった岩永と開発の両集落が昭和 31 年頃に合併して誕生したものです。重厚感ある伝統的民家が連坦し、法華宗の大隆寺と一体となって、美しい田園風景を残しています。</p>
地区で行っている主な活動	<ul style="list-style-type: none"> ・天王川の環境美化活動 ・日吉神社でのお薬師さままつり 	<ul style="list-style-type: none"> ・和田川の環境美化活動 ・竜王祭りの継承

<平成 26 年度指定>

区 域	越前町江波
地区の状況	
世帯数	約 80 世帯
伝統的民家等	13 戸
地区の歴史・特徴	<p>大昔、沼地であった江波は、継体天皇が上戸のちょうし口を開いて沼の水を排出したことで今日の耕地になったとされ、集落を流れる川は天皇が開いたので、天王川と名付けられたと伝えられています。地区内には、漆喰の白壁と屋根を支える構造材が縦横に美しく見える伝統的民家が数多く連なって美しい農村風景を形成しています。</p>
地区で行っている主な活動	<ul style="list-style-type: none"> ・神社や集落内の環境美化活動 ・木製ゴミステーションの設置による集落景観づくり

5. 都市防災の方針

(1) 基本方針

○洪水や土砂災害など自然災害に対する都市基盤の整備

森林、農地の適正管理による水源涵養力や遊水機能の維持に努めるとともに、急傾斜や治山、海岸保全、砂防関連施設等の整備、天王川等の河川空間の適正な管理等によって自然災害に対する都市基盤の整備を推進します。

特に、越前地区では沿岸部の多くが土砂災害特別警戒区域に指定され、居住環境の確保が困難な状況になっています。このため、町内の土砂災害警戒区域が指定された既存集落地において住民主体の居住環境づくりを支援します。

○市街地や集落における防災性の強化

住民の生命や財産を守るため、災害時の防災拠点となる公共施設等の耐震化を推進するとともに、木造住宅の耐震診断、耐震改修を支援します。

道路、公園等の適正な配置、維持管理を行い、災害時における迅速で安全な避難、救護、復旧を実現する都市基盤を整備します。

また、老朽化した空き家等による周辺環境への影響がないよう空き家対策特別措置法、越前町空き家等対策計画、越前町地域ぐるみによる空き家等対策の推進に関する条例に基づき適正な管理、対応を行います。

○災害関連情報の周知、土地利用誘導による減災

本町では、土砂災害、津波、天王川洪水ハザードマップを作成し、災害が発生する恐れのある箇所や避難施設の場所、避難時の行動など災害に関する情報を提供することで、防災意識の啓発を図るとともに、被害の軽減を図ります。

災害発生の恐れが大きい区域における宅地開発や建築行為に対して、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づく規制を行います。

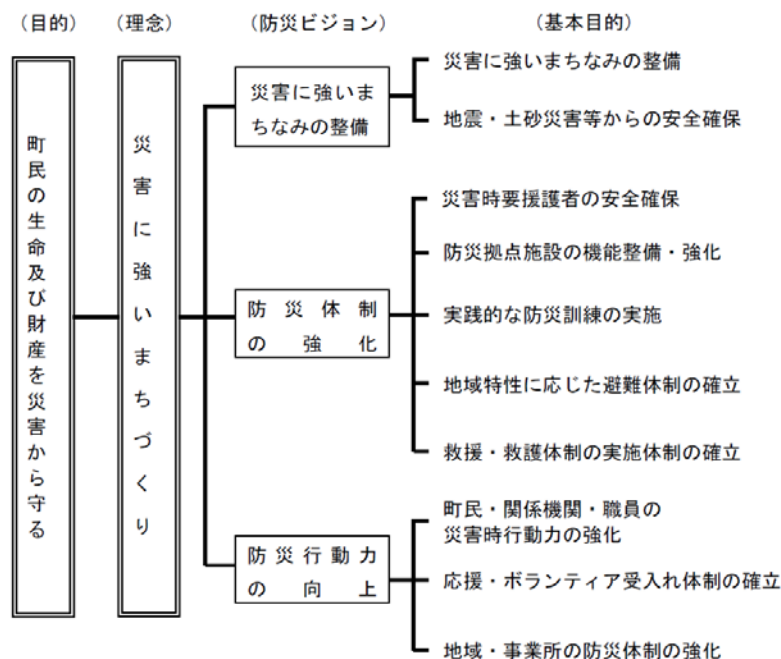
○地域住民主体の防災対策の推進

「自らの安全は自らが守る（自助）」、「地域コミュニティでの助け合い（共助）」を基本とし、地域住民、関係機関、行政が協働によって防災体制の整備、強化に努め、地域防災計画に基づいた総合的な防災対策に取り組みます。

(2) 「越前町地域防災計画」における防災ビジョン

「越前町地域防災計画」では、住民の生命及び財産を災害の危険性から守ることを目的に、中長期的・総合的な視点で防災施策の基本理念を「災害に強いまちづくり」としています。

また、理念を目指した防災施策として、災害に強いまちなみの整備（構造的対策）、防災体制の強化を推進するとともに、防災行動力の向上を図るものとしています。



防災ビジョン	基本目的	内 容
災害に強いまちなみの整備	災害に強いまちなみ整備	住宅密集地での延焼火災、地震発生時の建物倒壊や落下物などを防ぐ整備を行う。
	地震、土砂災害等からの安全確保	地震発生時の崖崩れや津波、大雨等による浸水、土石流等の災害から安全が確保できるよう、避難施設等の整備を推進する。
防災体制の強化	災害時要援護者の安全確保	介助支援等を必要とする災害時要援護者に対し、災害時の安否確認や適切な安全確保が実施できる環境をつくる。
	防災拠点施設の機能整備・強化	災害が発生した直後の混乱の中でも、速やかに応急・復旧活動が行える防災拠点施設の機能整備や、緊急物資の備蓄等の強化に努める。
	実践的な防災訓練の実施	実践的な防災訓練を実施することにより、災害時の行動力を強化するとともに、防災活動の検証を行う。
	地域特性に応じた避難体制の確立	各種災害に関するハザードマップの整備を推進し、地域の災害特性に合わせた避難体制を確立する。
防災行動力の向上	救援・救護対策の実施体制の確立	広域的で同時多発する災害時にも、迅速で適切な救援・救護対策が実施できる支援体制の整備を推進する。
	町民、関係機関及び職員の災害時行動力の強化	町民、関係機関及び職員は、自らが安全を確保し、被害を最小限に留めて混乱から素早く立ち直る。また、家族や社会的弱者の安全を守るとともに、地域の防災力を最大限発揮できるリーダーの育成を図る。
	応援・ボランティア受入れ体制の確立	大規模災害時を想定した相互応援態勢を確立するとともに、ボランティア等による救援活動が適切に行えるよう、関係機関と協力してその受入れ体制の整備を図る。
	地域や事業所における防災体制の強化	地域や事業所における被害及び負傷者に対してお互いに協力できるよう、町民の自主的な防災組織や、事業所の自衛防災組織等の育成・充実に努める。

第4章 地区別のまちづくり方針

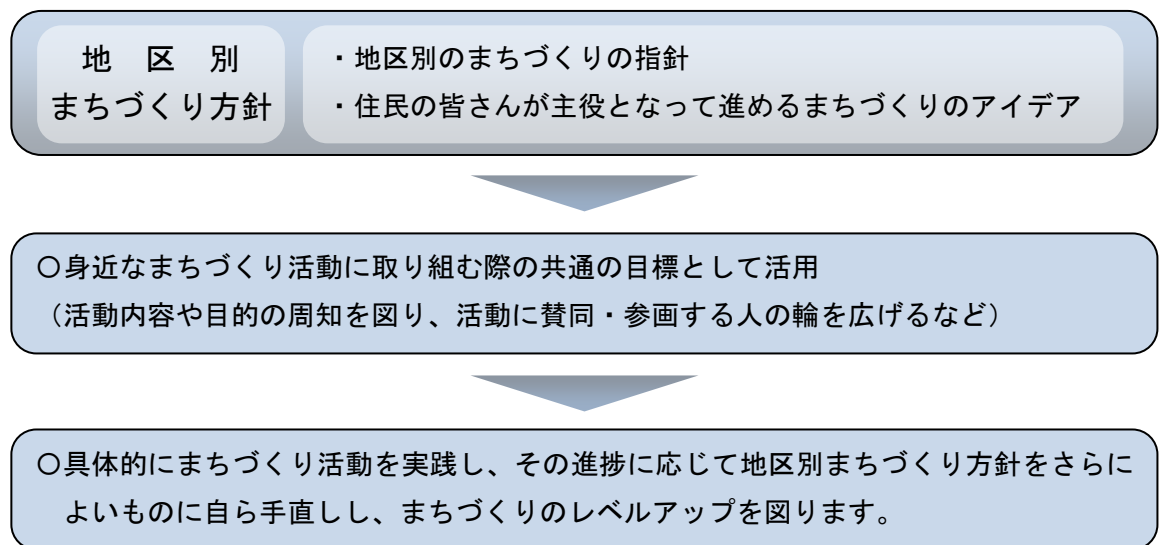
1. 地区別まちづくり方針の位置づけと地区区分

(1) 地区別まちづくり方針の位置づけ

都市づくりの目標である「越前の豊かな暮らし、地域の風土に育まれた暮らしの継承」を実現するには、地域で生活を営んでいる住民の皆さんと行政が目標を共有し、それぞれの役割分担に基づいた協働を進めていくことが必要です。

本計画では、地区別まちづくり方針の策定に際して、地区別に平成26年度は検討会、平成27年度はまちづくり懇談会を実施しました。これらの取組は、ワークショップ形式で行い、住民の皆さんが主体的に意見を出し合うことで、まちづくりについて検討を行いました。

地区の身近なまちづくりを進めていくには、行政と協力しながら住民の皆さんがまちづくり活動の主役となって取り組む必要があります。この地区別まちづくり方針は、住民の皆さんがまちづくり活動に取り組む際の指針となるように作成しています。



(2) 地区区分

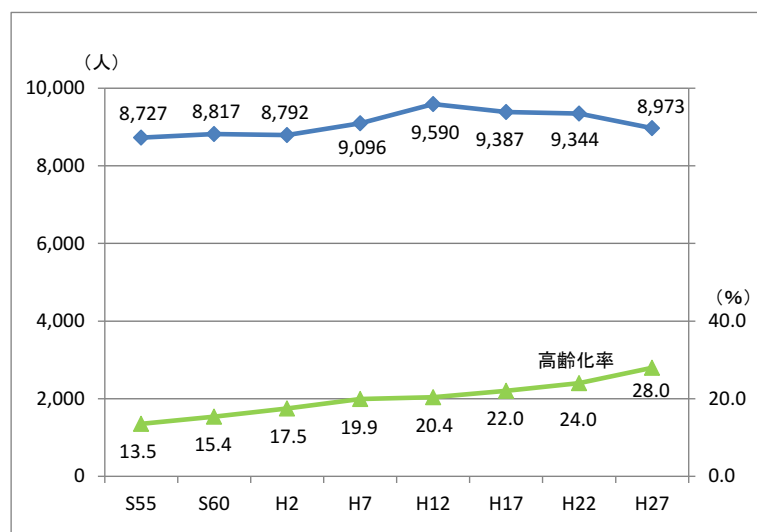
本町の地形的条件や歴史的な経緯を踏まえるとともに、住民の皆さんの日常生活における活動圏域の範囲を考慮し、町内を4地区に区分しました。



2. 朝日地区のまちづくり方針

(1) 地区の特性と課題

- ・朝日地区は、町域の東に位置し、平地部を中心として丹南都市計画区域に指定されています。
- ・国道 417 号が地区を東西に横断し、一般県道別所朝日線が糸生方面を連絡しています。
- ・市街地（用途地域指定区域）には、町役場をはじめとして主要な公共施設が集積する他、既存商店街があり、国道 417 号沿道には中小の商業施設が立地しています。
- ・地区の人口は、平成 12 年の 9,590 人をピークに減少傾向を示していますが、過去 30 年間は大きな変動はなく比較的安定した状態が続いています。
- ・高齢化率は上昇しているものの、4 地区の中では最も低い値を示しています。
- ・市街地内には、未利用地（農地）が多く残されており、基盤整備後も宅地化が進まない状況にあります。
- ・丹南都市計画の外縁部及び区域外には、豊かな森林環境が広がっており、自然環境と調和した中山間地に集落が分布しています。



■朝日地区の人口と高齢化率の推移



■(都)朝日駅前線の沿道



■国際公認規格を取得した
人口芝サッカー場（朝日総合運動場）

(2) まちづくりの主要課題と今後の方向性

●まちづくり懇談会での主な意見

■まちの問題・課題

- ・人口減少、店舗等の減少によるにぎわいの低下
- ・就業の場の減少
- ・空き地、空き家の増加
- ・公共交通の利便性の低下
- ・生活環境に不満はないが、住みよさのPRが不足
- ・本町の中心地区として、町内の人々が集まり、にぎわいのある場の提供

■まちづくりのアイデア

<地区全体>

- ・企業、工場の誘致による働く場の確保
- ・子育て支援の充実
- ・地元特産品の開発、PR
- ・既存施設の有効活用
(プラントピア、総合運動場、道の駅、泰澄の杜等)
- ・周辺部の生活環境の改善 等

<土地利用>

- ・商店街の再生(駐車場の確保)
- ・中心部への都市機能の集約
- ・定住環境の改善(土地の有効活用)
- ・空き地、空き家情報の集約、提供 等

<交通>

- ・中心市街地と周辺地域を連絡する交通網の整備
(狭幅員区間の拡幅、消融雪、街灯の整備)
- ・高速道路へのアクセス改善
- ・公共交通の充実 等

<観光・レクリエーション>

- ・市街地と古墳公園の一体化(歩行者、自転車動線の強化)
- ・里山体験、自然体験の場
(ハイキングコース、キャンプ場等) 等

<住民主体でできること>

- ・住民が先にアクションを起こす
- ・若い人のまちづくりへの関心を高める
- ・地元特産品の開発、PR
- ・高齢者の活気向上イベントの開催 等



(3) まちづくりの方針

①まちづくりの目標

子供からお年寄りまで みんなが集まるコンパクトなまち

朝日地区は、本町の中では商業、業務、サービス機能や工場等の集積が高い地区であり、町役場をはじめ主要な公共施設も立地する中心地区です。今後も、朝日地区だけでなく、本町全体を対象として各種の都市サービスを提供する地区として、子供からお年寄りまでみんなが集まるにぎわいの場を提供します。

定住環境としては、市街地における未利用地の活用をはじめ、空き地、空き家の活用により居住を推進し、コンパクトなまちづくりを目指します。また、郊外の中山間地における集落地においても、住民のみなさんの生活環境の改善を進めます。

郊外部に広がる山地等の森林環境地域は、町や地区の骨格を形成し、豊かな自然を育む貴重な緑地として維持、保全します。また、農地等の田園環境地域は、重要な農業生産基盤として活用するとともに、背後の森林環境地域と一体となった地域の原風景として保全・活用します。

②まちづくりの方針

●住民の日常生活を支える都市機能の集積と企業誘致等による働く場の確保

- ・にぎわいのあるまちづくりに向けた中心商業地の再生と国道417号沿道等への医療、福祉、子育て支援、商業サービス機能等の都市機能の集積
- ・市街地（用途地域指定地区）の未利用地の有効活用による企業、工場等の誘致の促進
- ・市街地に隣接する古墳公園へのアクセス機能の強化（歩行者、自転車等）

●空き地、空き家を活用した定住環境の拡充

- ・市街地の空き地、空き家情報の集約、提供
- ・空き家条例による総合的な空き家対策の実施
- ・民間主導による空き地等の土地活用の推進

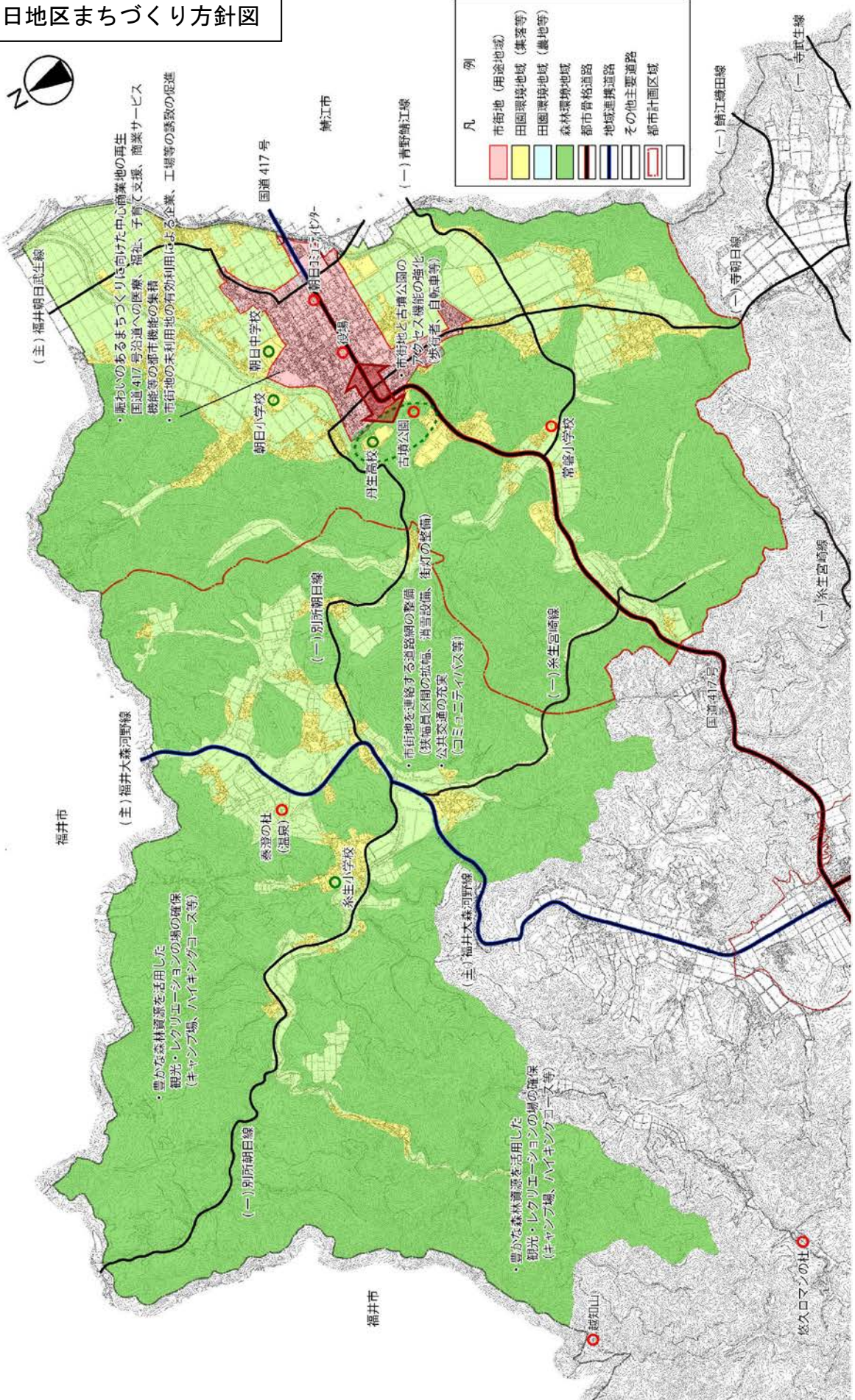
●中山間地における生活環境の改善

- ・市街地を連絡する道路環境の整備（狭幅員区間の拡幅、消雪設備、街灯の整備）
- ・公共交通の充実（コミュニティバス等の充実）

●豊かな自然環境を活かした観光・レクリエーションの場の提供

- ・郊外部の豊かな森林資源を活用した観光・レクリエーションの場の確保（キャンプ場、ハイキングコース等）

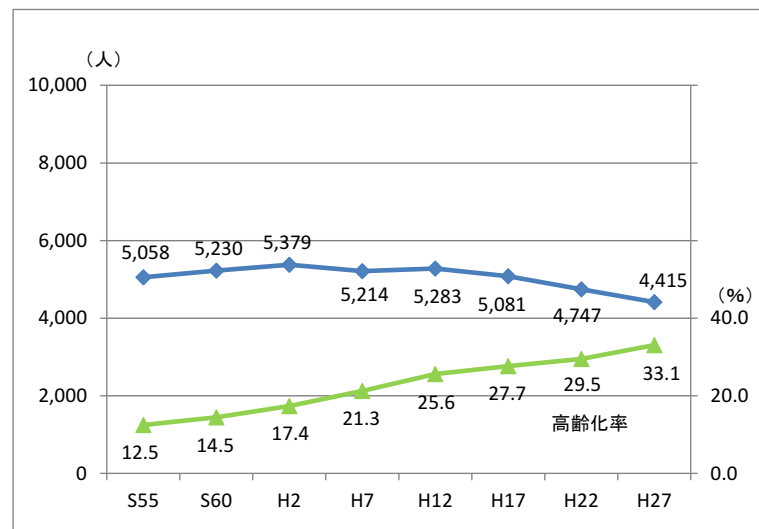
朝日地区まちづくり方針図



3. 織田地域のまちづくり方針

(1) 地域の特性と課題

- ・ 織田地区は、町域の中央に位置し、丹生山地に囲まれた盆地に市街地があり、織田都市計画区域に指定されています。
- ・ 国道 417 号が地区を東西に横断し、主要地方道福井大森河野線が南北に縦貫しています。
- ・ 中心市街地は、劔神社の門前町として発展し、神社周辺には商店街が形成されていますが、国道 417 号沿道等への商業機能の郊外化が進んだことで、以前のにぎわいをみる機会は減っています。都市基盤は未整備で細街路が多く残されています。
- ・ 国道 417 号沿道には、ショッピングセンターをはじめ中小の商業施設が立地しています。
- ・ 地区の人口は、平成 2 年の 5,379 人をピークに減少傾向を示しています。
- ・ 高齢化率は上昇傾向にあり、越前地区に次いで高い値を示しており、平成 22 年で 29.5% となっています。
- ・ 市街地（用途地域指定区域）西側の区域外に織田病院、織田小学校が立地しています。
- ・ 市街地南部の準工業地域指定地区には、織田中学校、織田中央公園周辺を除いて未利用地（農地）が広がっています。
- ・ 織田都市計画域外には、豊かな森林環境が広がっており、自然環境と調和した中山間地に集落が分布しています。



■織田地区の人口と高齢化率の推移



■劔神社に面する通り



■国道 417 号沿道のショッピングセンター

(2) まちづくりの主要課題と今後の方向性

●まちづくり懇談会での主な意見

■まちの問題・課題

- ・人口減少、店舗等の減少
- ・就業の場の減少
- ・空き地、空き家の増加
- ・公共交通の利便性の低下（家族送迎による通学）
- ・日常生活に不便はない（通院、買い物など）
- ・まちなかの道路が狭い
- ・まちに変化がみられない

■まちづくりのアイデア

<地区全体>

- ・若者の定着
- ・子育てに大満足なまちづくり
- ・高齢者に優しいまちづくり
- ・豊かな自然を残す（水がきれい）
- ・企業、工場の誘致による働く場の確保
- ・織田焼きの里
- ・まちのPR、特産品の開発 等

<土地利用>

- ・住宅用地の提供
- ・空き地、空き家の活用 等

<交通>

- ・道路環境の整備
（狭幅員区間の拡幅、消融雪、街灯の整備）
- ・自転車道の整備
- ・公共交通の充実 等

<景観>

- ・劔神社の門前町としてのまち並みの整備（石畳み） 等

<観光・レクリエーション>

- ・劔神社への観光客の休憩場、食事処、土産処（空き家の活用）
- ・自然環境の活用（越知山、エボシ山、悠久ロマンの杜）
（バーベキュー、サイクリングロード等） 等

<住民主体でできること>

- ・太鼓によるまちづくり、人づくり
- ・まちづくりリーダーの育成
- ・観光ボランティア 等



(3) まちづくりの方針

①まちづくりの目標

劔神社を中心として、自然、歴史が豊かな
織田の住みやすさを残す 若者が集まるまち

織田地区は、劔神社の門前町として発展した地区であり、神社周辺にはその面影を残すまち並みが残っています。また、朝日地区と越前地区の中間に位置し、中小の商業施設や織田病院の立地など住民の生活関連施設が充実した地区です。今後も、その位置づけを維持し、豊かな自然、歴史に恵まれた住みやすさを活かしたまちづくりを進めます。

定住環境としては、市街地に残る未利用地や空き地、空き家の活用を進めます。また、郊外の中山間地における集落地においても、住民のみなさんの生活環境の改善を進めます。

郊外部に広がる山地等の森林環境地域は、町や地区の骨格を形成し、豊かな自然を育む貴重な緑地として維持、保全します。また、農地等の田園環境地域は、重要な農業生産基盤として活用するとともに、背後の森林環境地域と一体となった地域の原風景として保全・活用します。

②まちづくりの方針

●劔神社の門前町としてのまち並みの再生によるにぎわいの場の創出

- ・劔神社周辺の商店街の再生（空き家の活用）
（劔神社の観光客や地域住民の憩いや交流の場の創出）
- ・劔神社周辺、国道 365 号沿道における医療、福祉、子育て支援、商業サービス機能等の都市機能の集積
- ・劔神社の門前町として商店街が形成された区間を中心としたまち並みの整備
（石畳みや街灯の整備、門前町として調和のある沿道の建築物の意匠等）
- ・オタイコヒルズとの連携により回遊性のある観光の創出

●空き地、空き家を活用した定住環境の拡充

- ・市街地の空き地、空き家情報の集約、提供
- ・空き家条例による総合的な空き家対策の実施
- ・民間主導による空き地等の土地活用の推進

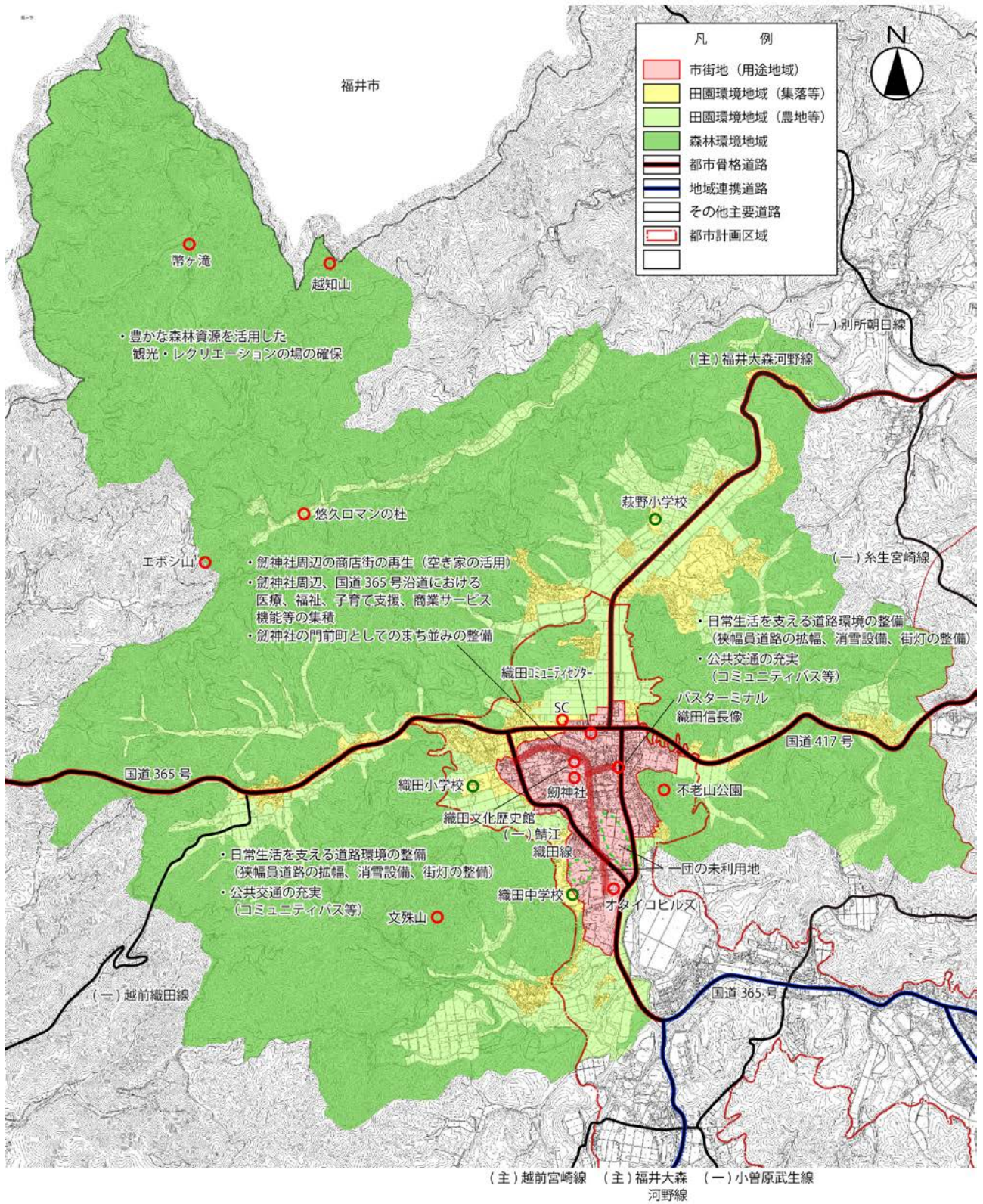
●中山間地における生活環境の改善

- ・日常生活を支える道路環境の整備（狭幅員区間の拡幅、消雪設備、街灯の整備）
- ・公共交通の充実（コミュニティバス等の充実）

●豊かな自然環境を活かした観光・レクリエーションの場の提供

- ・越知山、エボシ山等の豊かな森林資源を活用した観光・レクリエーションの場の確保

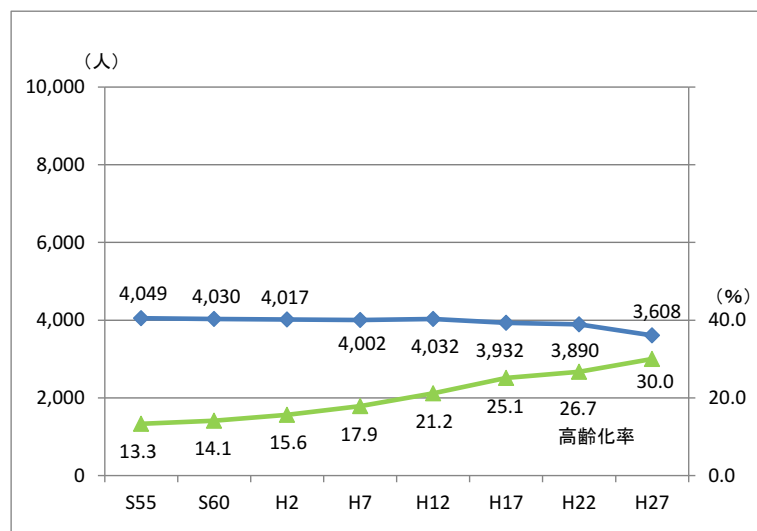
織田地区まちづくり方針図



4. 宮崎地区のまちづくり方針

(1) 地区の特性と課題

- ・宮崎地区は、町域の南部に位置し、丹生山地に囲まれた盆地に市街地があり、織田都市計画区域に指定されています。
- ・国道 365 号が地区を東西に横断し、主要地方道福井大森河野線が南北に縦貫しています。
- ・市街地（用途地域指定区域）は国道 365 号等の主要道路の沿道に指定されており、面的な集積はなく、未利用地（農地）が多く残されています。
- ・市街地に近接する地区では、面的な住宅地整備が行われており、敷地規模が比較的大きな良好な住宅地が形成されています。
- ・工業地域指定地区には、大規模工場（村田製作所）が立地しています。
- ・地区の人口は、非常に安定しており、近年の 30 年間ほとんど変化していません。これは、先述の住宅地開発による転入人口の増加によって減少する人口を補完したことが要因となっています。
- ・高齢化率は上昇していますが、朝日地区に次いで低い値を示しています。
- ・織田都市計画域外には、豊かな森林環境、田園環境が広がっており、自然環境と調和した中山間地に集落が分布しています。



■ 宮崎地区の人口と高齢化率の推移



■ 越前陶芸公園



■ 国道 365 号

(2) まちづくりの主要課題と今後の方向性

●まちづくり懇談会での主な意見

■まちの問題・課題

- ・人口減少、生活関連施設等の減少
- ・就業の場の減少
- ・空き地、空き家の増加
- ・公共交通の利便性の低下
- ・車があれば日常生活に不便はない
- ・陶芸村に活気がない

■まちづくりのアイデア

<地区全体>

- ・宮崎物語(舞)による活性化
- ・越前陶芸村の利用促進
- ・自然の生き物(ホタル、オタマジャクシ)が生き続けられる環境の維持
- ・豊かな水、自然を活かし、地域に密着した生活の継続
- ・農業の後継者の育成
- ・焼き物の里のPR 等

<土地利用>

- ・定住環境の改善(土地の有効活用)
- ・空き地、空き家の活用 等

<交通>

- ・道路環境の整備
(狭幅員区間の拡幅、消融雪、街灯の整備)
- ・自転車通行環境の整備
(ロードバイクレースの誘致)
- ・公共交通の充実 等

<景観>

- ・切妻屋根住宅群の保全、PR

<観光・レクリエーション>

- ・越前陶芸村(陶芸公園)の活用
(軽食、喫茶、バーベキュー、宿泊(合宿)等)
- ・農業民宿(農業体験ができる民宿)
- ・自然環境の活用
(城山、水、温泉、キャンプ場等) 等

<住民主体でできること>

- ・次の世代への定住支援
- ・集落内のコミュニティ活動への積極的な参加
- ・空き地、空き家の貸出し
- ・趣味、娯楽等住民相互の情報交換、勉強会の開催 等



(3) まちづくりの方針

①まちづくりの目標

土の文化を活かし、 身近なコミュニティのあるまち

宮崎地区は、豊かな自然環境に恵まれたなかに、ゆとりある居住環境のある地区です。地区内には越前陶芸村（陶芸公園）があり、越前焼きの里として広く知られています。地区内には不足する生活サービス施設があるものの、隣接する織田地区や周辺都市の施設を利用することで不便さを感じる事が少ない地区です。

定住環境としては、コミュニティセンター周辺への生活サービス施設の集積を図るとともに、今後とも生活関連施設を他地区に依存することから、道路環境の整備、公共交通の利便性の向上を図ります。

郊外部に広がる山地等の森林環境地域は、町や地区の骨格を形成し、豊かな自然を育む貴重な緑地として維持、保全します。また、農地等の田園環境地域は、重要な農業生産基盤として活用するとともに、背後の森林環境地域と一体となった地域の原風景として保全・活用します。

②まちづくりの方針

●コミュニティセンター周辺への生活サービス施設の維持・集積による生活利便性の向上

- ・既存の医療、福祉、子育て支援、商業等の生活サービス施設の維持と新たな施設の集積

●越前陶芸村を拠点としたコミュニティの場の創出

- ・越前陶芸村の施設の有効活用による陶芸の里としてのPRの促進
- ・住民の日常的な利用促進（駐車場、遊具等）

●空き地、空き家を活用した定住環境の拡充

- ・市街地の空き地、空き家情報の集約、提供
- ・空き家条例による総合的な空き家対策の実施
- ・民間主導による空き地等の土地活用の推進

●中山間地における生活環境の改善

- ・日常生活を支える道路環境の整備（狭幅員区間の拡幅、消雪設備、街灯の整備）
- ・公共交通の充実（コミュニティバス等の充実）

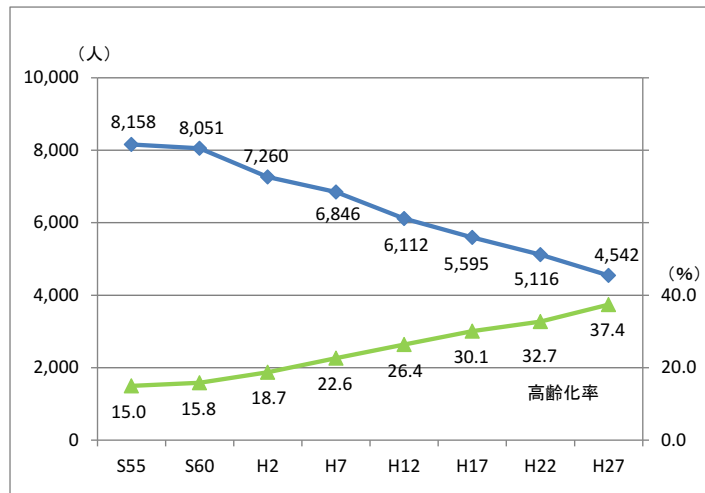
●豊かな自然環境を活かした観光・レクリエーションの場の提供

- ・豊かな森林資源を活用した観光・レクリエーションの場の確保

5. 越前地区のまちづくり方針

(1) 地域の特性と課題

- ・越前地区は、町域の西に位置し、越前海岸沿いで面的な平地は少なく、国道 305 号沿道に線的な集落地を形成しています。越前加賀海岸国定公園に指定されており、都市計画区域の指定はありません。
- ・地区内には、第 1 種漁港が 5 港、県内唯一の第 4 種漁港である越前漁港（梅浦～厨）があります。
- ・越前海岸には、呼鳥門、水仙ランドをはじめ、かにミュージアム等の観光施設がある他、温泉施設（越前温泉なぎさの湯、道の湯、漁火、露天風呂日本海）が分布しています。
- ・地区の人口は、顕著な減少傾向を示しており、この 30 年で約 4 割減少しています。
- ・人口減少に伴い高齢化率も上昇しており、4 地区の中で最も高く 32.7%となっています。
- ・集落地は、地形的な要因から土砂災害警戒区域の指定区域が多く、平地が限られており、建物が密集し、駐車場の確保も容易ではありません。また、宅地の高低差もあり、日照、通風等の基本的な居住環境に問題を抱えています。
- ・人口減少に伴いにぎわいが低下し、地元自治会の活動にも支障が生じています。また、空き家の増加により、防犯、安全対策も必要になっています。
- ・通勤には自家用車が不可欠となっており、道路環境の改善が求められています。また、高校等への通学では、公共交通を利用した場合の負担が大きいことから家族送迎に依存しており、対策が必要になっています。



■越前地区の人口と高齢化率の推移



■越前海岸と水仙



■狭幅員の生活道路

(2) まちづくりの主要課題と今後の方向性

●まちづくり懇談会での主な意見

■まちの問題・課題

- ・急速な人口減少、空き家の増加
- ・密集した住宅地（延焼、日照等）
- ・就業の場の減少
- ・海水浴客の減少による民宿の減少
- ・水産業、水仙の担い手減少
- ・鯖江市、越前市への高校通学の負担が大きい

■まちづくりのアイデア

<地区全体>

- ・定住環境の整備（3世代同居への特典）
- ・駐車場の確保
- ・若い世代が働く場の確保
- ・次世代の居住誘導につながる教育体制の確立
- ・桜並木や紅葉など四季が感じられるまちづくり
- ・山林の管理組織（倒木防止の伐採、薪ストーブの活用）
- ・空き家を活用した企業誘致 等

<土地利用>

- ・民宿街の魅力的な歩行者空間の創出（歩行者優先道路）
- ・空き家対策の充実 等

<交通>

- ・国道 305 号のバイパス整備に伴う現道の通行環境の改善（歩行者優先（観光客））
- ・公共交通の充実（高校通学環境の充実） 等

<観光・レクリエーション>

- ・海を活かした観光・レクリエーション機能の充実（砂浜海水浴場、マリーナ、屋形船、ダイビング、釣り等）
- ・ランドマークの設置
- ・観光物産、土産物販売所の設置（空き家の活用）
- ・温泉の活用（越前温泉なぎさの湯、道の湯、漁火、露天風呂日本海）
- ・海中水族館、海中遊歩道の整備
- ・森林資源を活用した遊園地の整備 等

<住民主体でできること>

- ・若い世代の地区活動への参加を容易にする
- ・豊かな海洋資源を活かしたサービスの提供（マリンレジャー、釣り等） 等



(3) まちづくりの方針

①まちづくりの目標

住み、働くことに誇りをもてる心豊かな海のまち

越前地区は、越前海岸と日本海の海の幸による漁業と観光を中心とした地区です。今後もこれを地区の誇りとして、居住環境や道路環境の改善を進めることで住み続けられる環境づくりを進めます。

定住環境としては、空き地、空き家の活用をはじめ、住他用地の整備を進めるとともに、狭幅員道路の拡幅や消雪設備、街灯の整備を進めます。

また、高校等への通学のための負担を軽減するための対策を進めます。

内陸部には急峻な山地等による森林環境地域が広がっており、町や地区の骨格を形成し、豊かな自然を育む貴重な緑地として維持、保全します。

②まちづくりの方針

●住民の生活環境の改善

- ・住宅用地の確保
- ・日常生活を支える道路環境の整備（狭幅員区間の拡幅、消雪設備、街灯の整備）
- ・公共交通の充実（コミュニティバス等の充実）
- ・高校等への通学環境の改善
- ・国道 305 号沿線の河岸段丘上での企業誘致のための工業用地の造成

●豊かな自然環境を活かした観光・レクリエーションの場の提供

- ・豊かな海洋資源を活用した観光・レクリエーションの場の確保
- ・温泉施設の利用推進（越前温泉なぎさの湯、道の湯、漁火、露天風呂日本海）

●空き地、空き家を活用した定住環境の拡充

- ・空き地、空き家情報の集約、提供
- ・空き家条例による総合的な空き家対策の実施
- ・民間主導による空き地等の土地活用の推進

越前地区まちづくり方針図



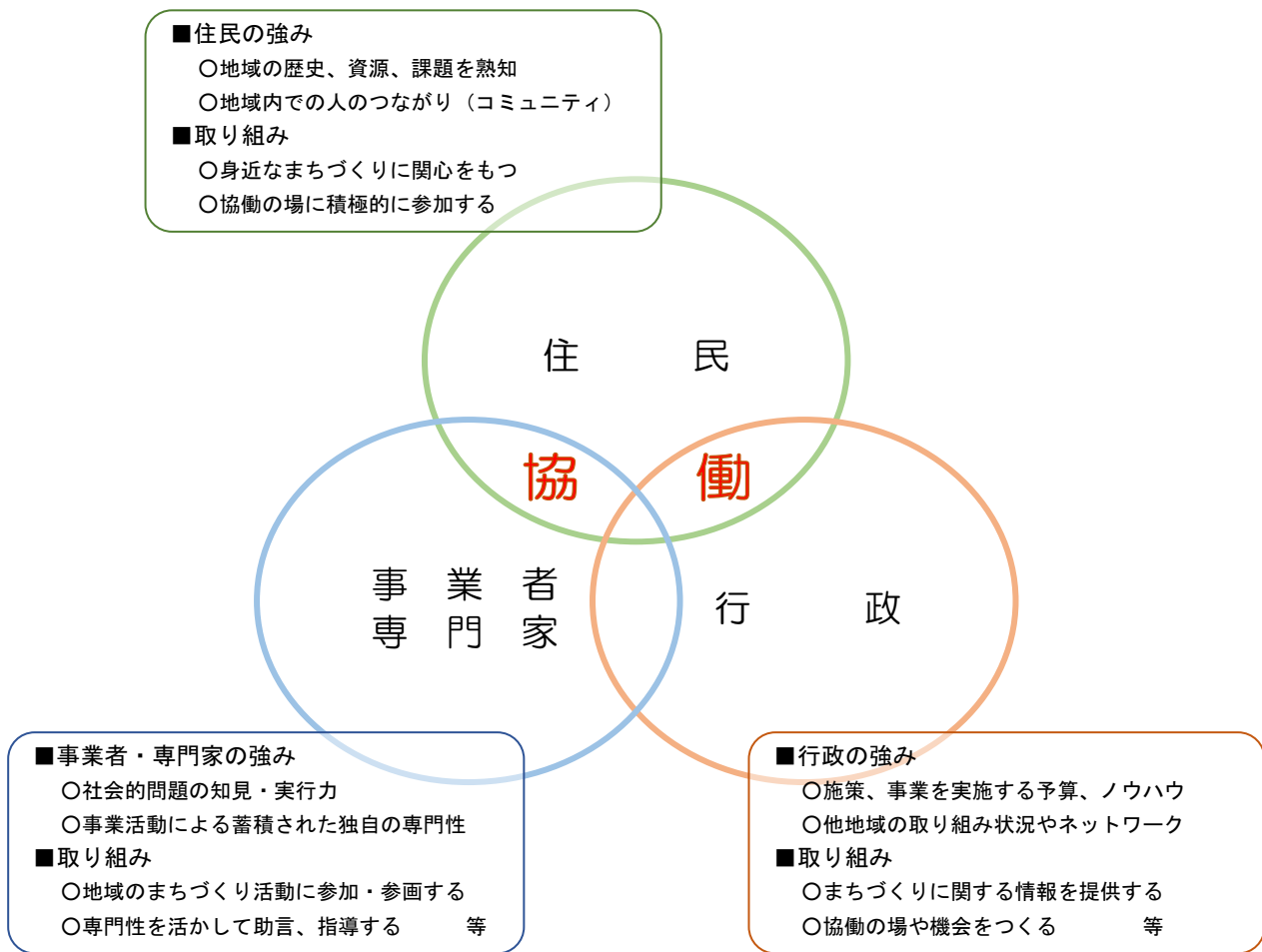
第5章 計画の実現に向けて

(1) 住民、事業者、行政の協働によるまちづくりの推進

都市計画マスタープランの目標を実現するには、住民や事業者の皆さんと行政がそれぞれの特性に応じた役割と責任を担い、地域が主体となった協働の取り組みが不可欠です。

都市の骨格となる道路、公園、河川等については、行政が主体となって住民や事業者の皆さんの参加、参画による計画づくりを行い、計画的な整備を行う必要があります。一方、日常生活に密着した身近な環境については、住民や事業者の皆さんが主体となって、地域で一体的に取り組む、自分たちの暮らす地域を自分たちで良くしていくまちづくりが重要になります。

住民、事業者の皆さんをはじめ、まちづくりに関わる人々がそれぞれの強みを発揮し、継続してまちづくりに参加、参画できる体制や環境を整えながら、様々な場面に応じた協働によるまちづくりを展開します。



■協働によるまちづくりの役割分担と取り組みのイメージ

(2) 計画的な進行管理

越前町都市計画マスタープランは、概ね 25 年後の平成 47 年を目標年次として都市づくり、地区別まちづくりの方針を示しています。今後は、この方針に基づいて、計画の実現に向け長期的に都市計画に関連する施策、事業を実施することになります。

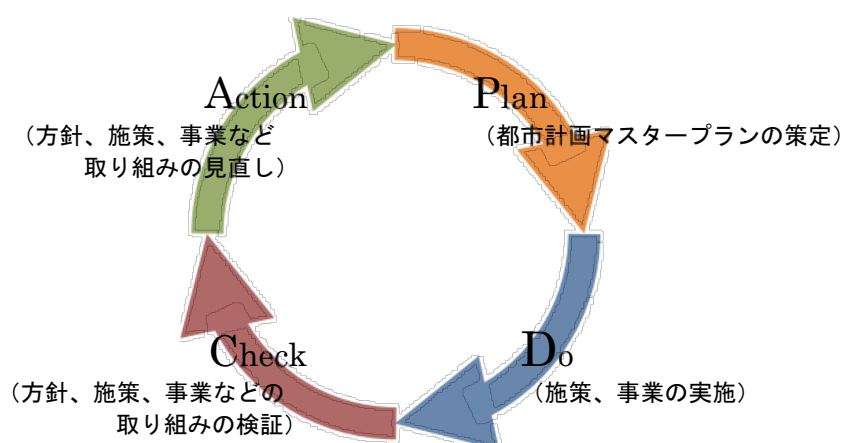
このため、本計画に基づく施策や事業の進捗状況を管理するとともに、社会経済情勢の変化への対応や住民意向の把握による効果の検証などにより、定期的に本計画の評価を行います。

進行計画を PDCA サイクルとして考えると、本計画の策定が「プラン (Plan)」になり、計画に基づく施策や事業の実施が「ドゥ (Do)」になります。

「チェック (Check)」では、中間年次となる平成 37 年を目安として、人口や土地利用、交通等の動向や都市活動の状況等について評価を行い、方針や施策、事業などの取り組みについて検証します。

「アクション (Action)」では、この検証結果に基づいて、都市づくり、地区別まちづくりの方針や施策、事業などの取り組みの見直しを行います。

なお、計画の進行管理として行った評価、検証の結果を公表し、住民の皆さんの理解と協力を得ながら計画を推進します。



■ PDCA サイクルによる進行管理のイメージ

●計画の見直しの考え方について

本計画は、人口減少、少子高齢化の進行、産業の縮小等による地域活力の低下に対応して、将来都市像の実現に向けた都市づくり、地区別まちづくりの方向性を示しています。

しかしながら、社会経済情勢の変化は速く、日々変化する都市の動向に対応していくには、計画を見直すことが必要になります。

このため、本計画が越前町における都市計画の指針として機能するように、次の視点で見直しを行うものとします。

○時間の経過に応じた見直し

越前町都市計画マスタープランは、概ね 25 年後を目標年次とする長期的な視点に立った計画です。計画の中間年次である平成 37 年を目安として、人口や土地利用等の状況に応じて見直しを行うものとします。

また、社会経済情勢の変化や計画の進捗によって見直しの必要性が生じた場合においても見直しを行うものとします。

○上位計画等の変更に伴う見直し

都市計画マスタープランは、策定時点における越前町総合振興計画、丹南、織田両都市計画区域の整備、開発および保全の方針や関連する計画を踏まえて策定しています。

これらの上位計画等についても、社会経済情勢の変化等に応じて見直しが行われます。

上位計画等の見直しにより、計画の見直しの必要性が生じた場合においても見直しを行うものとします。